



新潟県

男女平等推進プラン

# 第2次新潟県 男女共同参画計画

男女が共に参画し、多様な生き方が  
選択できる社会の実現に向けて



新 潟 県



## 男女が共に参画し、多様な生き方が 選択できる社会の実現に向けて



少子高齢化の一層の進展と人口減少社会の到来、経済のグローバル化などの影響により、社会情勢は大きく変化しています。

このような社会の変化に対応していくには、多様な生き方が選択でき、職場・家庭・地域で男女が共に参画できる社会の実現がますます重要であると考えています。

このたび、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念に基づき、「第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。

県といたしましては、この計画に基づき仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性のキャリア形成支援、意識改革などを通して具体的・実践的な面で男女共同参画が進展するよう施策展開を図ってまいります。

男女共同参画社会の実現には、県や市町村はもとより、各種団体や事業者、県民の皆様一人ひとりが男女共同参画を身近な問題として考え、一体となった取組を推進することが必要です。今後とも、皆様のなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、御審議いただいた新潟県男女平等社会推進審議会委員の皆様、また、貴重な御意見等をお寄せいただきました県民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 25 年 7 月

新潟県知事 泉 田 裕 彦

# 男女が共に参画し、多様な生き方

基本目標	重点目標	施策の基本的方向
I 男女平等を推進する社会づくり	1 男女平等意識の浸透	(1) 男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します
		(2) 各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します
		(3) マスメディア等を活用し、県民に対する啓発活動を推進します
		(4) メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力（メディア・リテラシー）を育成します
	2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	(1) 社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握に努めます
		(2) 男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します
	3 学校等における男女平等教育の深化	(1) 学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します
		(2) 教職員等の研修を充実します
	4 男女平等に関する学習機会の確保	(1) 男女平等意識を高めるための学習機会を提供します
		(2) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます
		(3) 学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます
		(4) 男女平等意識を育む家庭教育を推進します
	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します
		(2) ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行います
		(3) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を推進します
	6 生涯を通じた女性の健康づくり	(1) 生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実します
		(2) 妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及に努めます
	II 女性が活躍できる社会づくり (女性のチャレンジ支援の推進)	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
(2) 女性県職員・教職員の育成・登用を推進します		
(3) 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します		
(4) 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します		
2 女性の能力の開発・発揮		(1) あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します
		(2) 女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します
		(3) 女性団体等への活動支援を充実します
		(4) 女性の起業など様々なチャレンジを支援します
3 国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画		(1) 国際社会の男女共同参画に関する取組への理解を促進します
		(2) 国際交流や国際協力活動への女性の参画を促進します

# が選択できる社会の実現に向けて

基本目標	重点目標	施策の基本的方向
Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	1 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保	(1) 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など環境の整備を促進します
		(2) 女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します
	2 働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します
		(2) 仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します
		(3) 多様な形態の働き方を可能とする就業環境を整備します
	3 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画	(1) 農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します
		(2) 農林水産業における女性の経営参画に向けた資質の向上を図ります
		(3) 農林水産業における女性の経営参画のための環境を整備します
		(4) 商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます
	4 子育て環境の充実	(1) 多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します
		(2) 地域における子育て支援を充実します
		(3) ひとり親家庭への支援を充実します
		(4) 男女共同参画の視点で子どもの安全で安心な環境整備を推進します
	5 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実	(1) 高齢者・障害者の社会参画を支援します
		(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します
	6 男性にとっての男女共同参画	(1) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します
		(2) 男性の家事・育児・介護等への参画を促進します
		(3) 男性が抱える困難への対応を整備します
	7 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	(1) 地域における男女共同参画を促進します
		(2) 防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します
		(3) 環境保全の取組への男女共同参画を促進します

# 目 次

## 第1章 基本となる考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
	(1) 国連の動き	1
	(2) 国の動き	2
	(3) 本県の動き	2
3	新潟県の人口・就業状況	3
	(1) 人口減少と少子高齢化の進行	3
	(2) 家族形態の変化	4
	(3) 就業の状況	5
4	前計画の達成状況	6
	(1) 成果指標及び目標数値の達成状況	6
	(2) 県民意識調査の結果概要	8
	(3) 今後取り組むべき課題	10
5	計画の性格	10
6	基本理念	10
7	計画の目標	10
8	計画期間	10
9	計画の体系	11

## 第2章 基本目標、重点目標、施策の基本的方向

基本目標Ⅰ	男女平等を推進する社会づくり	12
重点目標1	男女平等意識の浸透	13
重点目標2	男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	15
重点目標3	学校等における男女平等教育の深化	18
重点目標4	男女平等に関する学習機会の確保	20
重点目標5	女性に対するあらゆる暴力の根絶	22
重点目標6	生涯を通じた女性の健康づくり	25
基本目標Ⅱ	女性が活躍できる社会づくり（女性のチャレンジ支援の推進）	28
重点目標1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	29
重点目標2	女性の能力の開発・発揮	31
重点目標3	国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画	32
基本目標Ⅲ	男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	33
重点目標1	雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保	34
重点目標2	働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実	37
重点目標3	農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画	41
重点目標4	子育て環境の充実	43
重点目標5	高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実	45
重点目標6	男性にとっての男女共同参画	47
重点目標7	地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画	50

### 第3章 計画の推進

1	総合的な推進体制及び機能の充実	52
2	計画の進行管理と調査・情報収集	52
3	市町村との連携	52
4	県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働	52

### 第4章 指標

1	総合指標	53
2	目標指標	53
3	参考指標	55

### 参考資料

1	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	57
2	男女共同参画社会基本法	61
3	新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例	64
4	男女平等推進施策調整会議設置要綱	67
5	新潟県男女共同参画推進員設置要綱	70
6	第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）策定の経過	71
7	新潟県男女平等社会推進審議会委員名簿	72
8	男女共同参画に関する行政関係年表（国際婦人年以降）	73

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化が進む中で、全ての人々が生きがい感を持って安心して暮らすためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

本県においては、平成13年に「新潟・新しい波男女平等推進プラン」を策定し、平成14年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。その後、平成18年に、この条例の基本理念に基づき「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組を推進してきました。

これまでの取組により、審議会等における女性の登用率が着実に上昇するなど女性の活躍の場は広がりを見せています。また、職場などでの具体的、実践的な取組を促進するための「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」の登録が進み、企業等における男女共同参画の必要性の理解が進むなど、着実に成果を上げてきました。

平成23年度に実施した「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」における男女の地位の平等感について、前回調査（平成16年度）と比べ概ね上昇していますが、社会慣習（しきたり）における男女の地位の平等について「平等である」との回答は16.8%、「男性の方が優遇されている」は58.5%であるなど、性別による固定的な役割分担意識はまだ根強く残っており、なお一層の取組が求められているところです。

「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」は、平成24年度をもって計画期間が終了したことから、前計画の成果と課題を踏まえ、条例の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の更なる発展・充実を目指し、第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）を策定するものです。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国連の動き

国連では、昭和50年（1975年）を国際婦人年とし、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において「平等・開発・平和」を目標に、各国がとるべき政策への指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54年（1979年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択、昭和60年（1985年）の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」等を経て、平成7年（1995年）に第4回世界女性会議（北京会議）が開催され、平成12年（2000年）までの行動指針である「行動綱領」が採択されました。

さらに、平成12年にニューヨークの国連本部で「女性2000年会議」が開催され「行動綱領」

の実施状況を検討及び評価するとともに、最終日に「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

平成17年（2005年）には、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から10年目ということで定例の国連婦人の地位委員会を閣僚級会合に格上げして開催し、第4回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択しました。

平成21年（2009年）には、ニューヨーク国連本部での女子差別撤廃委員会において、我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議が行われ、同委員会からの最終見解として、条約の更なる実施に向け、我が国に対して勧告が出されました。

平成22年（2010年）には、北京宣言及び行動綱領の採択から15年にあたることを記念し、ニューヨーク国連本部で「国連『北京+15』世界閣僚級会合」が開催され、「北京行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等が採択されました。

## （2）国の動き

国においては、昭和52年に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進してきました。

その結果、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定など法律や制度が整備されるなど、女性に関する施策の取組は大きく進み、昭和60年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。

また、平成6年には、男女共同参画社会の形成に向けて総合的、効果的に推進するために、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

さらに、平成8年には、男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、それに基づいた「男女共同参画基本計画」が平成12年12月12日に策定されました。

平成13年1月の中央省庁等の再編成によって、総理府の「男女共同参画室」が内閣府の「男女共同参画局」となり、内閣府に置かれる重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置され、推進体制が強化されました。

平成17年12月には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、平成22年12月には「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、関係法令をみると、男女雇用機会均等法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の改正、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策基本法の制定などの整備が行われました。

## （3）本県の動き

本県の女性行政の取組は、昭和52年に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に実施され、昭和60年に10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」を策定しました。

平成4年には、民間有識者等で構成される女性問題協議会から提出された「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」を踏まえ、国内外の女性問題への取組促進に対応するために、「新潟県婦人対策の方向」を全面改定し、「にいがたオアシス女性プラン」を策定しました。

平成8年には、計画期間終了により、国の内外における女性問題解決への動きや、少子化、高齢化、国際化等の時代の流れに対応するため「ニューにいがた女性プラン」を策定しました。

平成13年には、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波男女平等推進プラン」を策定しました。

平成14年には、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、条例に基づき「男女平等推進相談室」を新潟ユニゾンプラザ内に開設しました。

さらに、平成18年には、条例の基本理念に基づき、都道府県男女共同参画計画として「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。

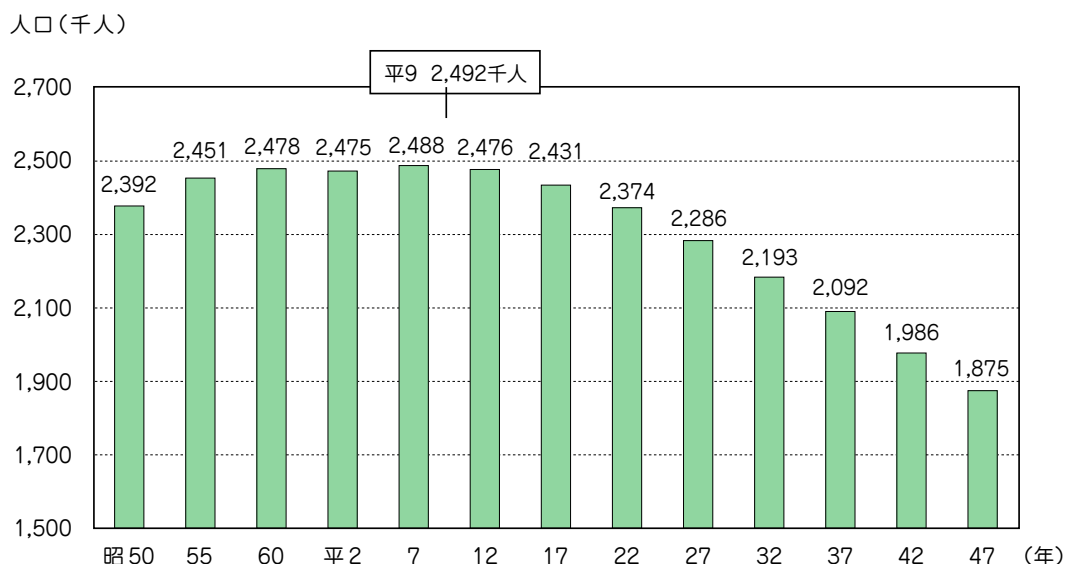
### 3 新潟県の人口・就業状況

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

本県の人口は、死亡数が出生数を上回る状況や、県外への転出に歯止めがかからない状況などが続くことから、平成9年の249万2千人をピークに、今後、長期にわたり減少すると予測されています。

国立社会保障・人口問題研究所の平成19年の将来推計人口では、本県は平成42年に200万人を割り込み平成47年の人口は平成17年の8割まで減少します。

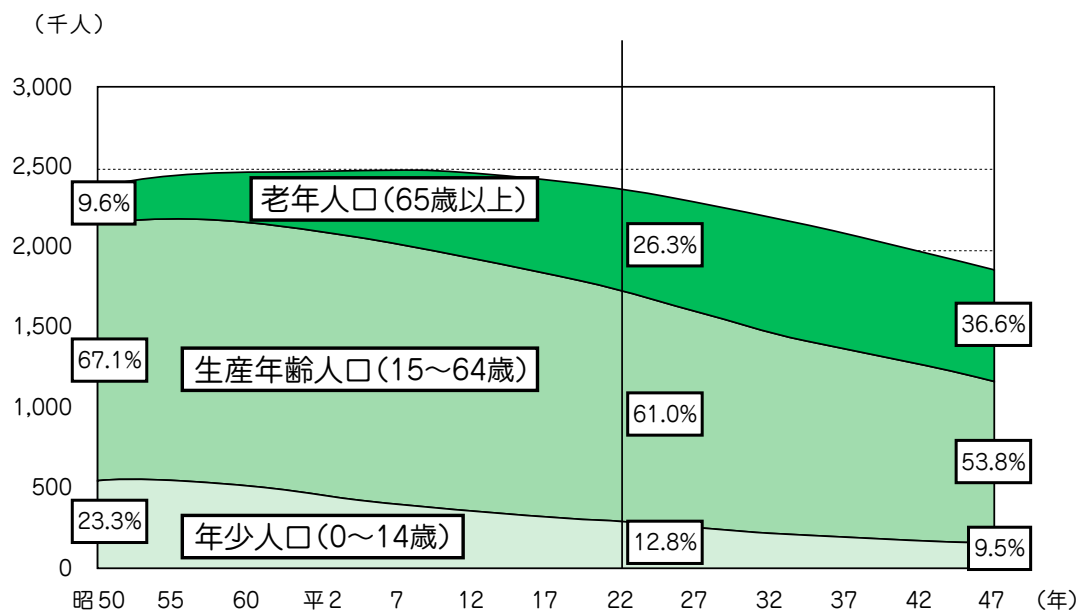
◇人口の推移と将来推計



資料：国勢調査【総務省】、将来推計人口【国立社会保障・人口問題研究所】（平成27年度以降）

年齢区分別に見ると、年少人口（0～14歳）は、戦後一貫して減少しており、平成6年に老年人口（65歳以上）と逆転しました。また、生産年齢人口（15～64歳）も減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の平成19年の将来推計人口では、平成47年の将来推計は、総人口の3人に1人が高齢者、そのうち3人に2人が75歳以上の後期高齢者となります。

◇年齢区分別人口推移と将来推計

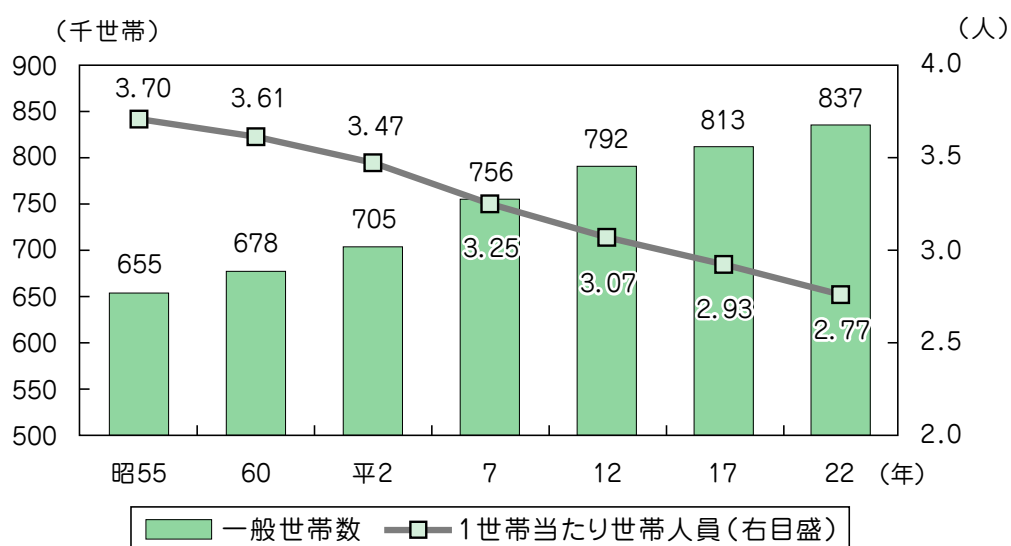


資料：国勢調査【総務省】、将来推計人口【国立社会保障・人口問題研究所】（平成27年度以降）

(2) 家族形態の変化

本県の一般世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加により、一貫して増加しています。また、一般世帯数が増加している一方、1世帯当たりの人員は減少を続けています。

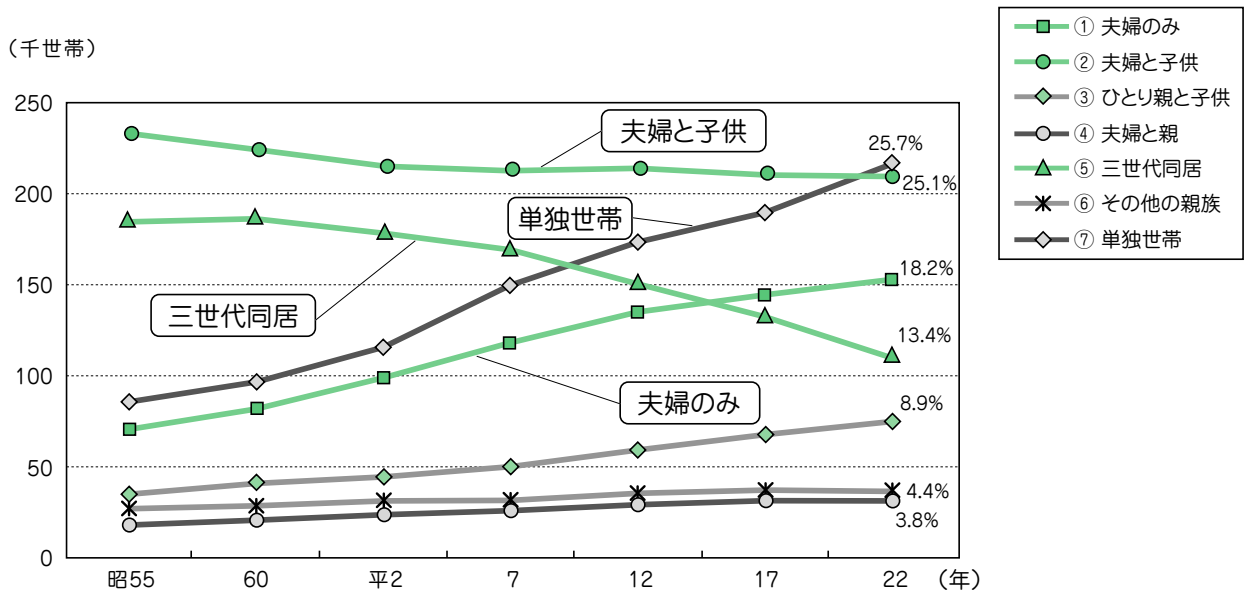
◇世帯数及び1世帯当たり人員



資料：国勢調査【総務省】

一般世帯を家族類型別に見ると、昭和55年には「夫婦と子ども世帯」「三世帯同居世帯」が全世帯の約64%を占めていましたが、以降は「単独世帯」「夫婦のみ世帯」が大きく増加する一方で「三世帯同居世帯」は減少し、世帯構成は大きく変化しています。

◇家族類型別一般世帯数



資料：国勢調査【総務省】

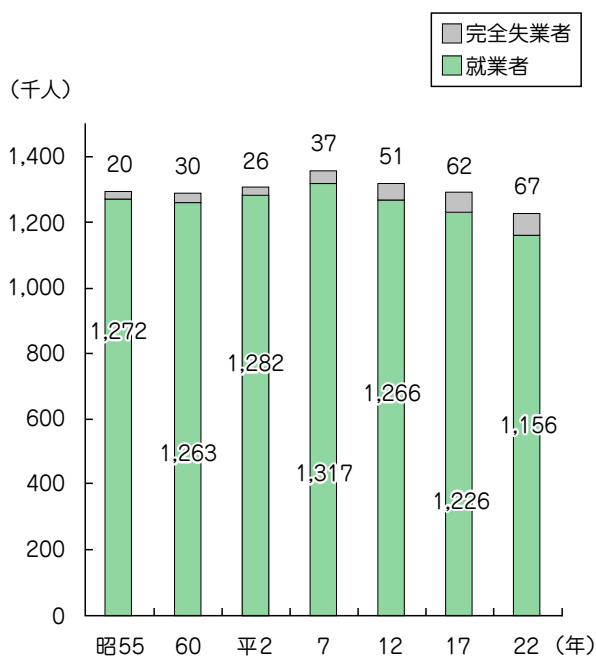
注1：一般世帯のうち、「非親族世帯」を除く。

注2：「三世代同居」とは、夫婦と子供と親からなる世帯で、他の親族との同居を含む。

(3) 就業の状況

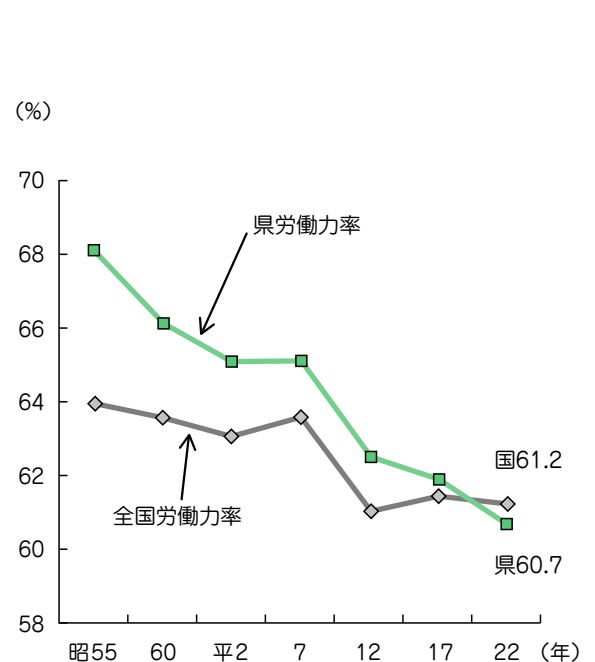
本県の労働力人口は、昭和50年を谷として緩やかな増加を続けていましたが、平成12年に減少し、平成22年の国勢調査では122万3千人となっています。就業者数は115万6千人、労働力率は60.7%で全国平均より低く、長期的には低下傾向が現れています。

◇労働力人口の推移



資料：国勢調査【総務省】

◇労働力率の推移

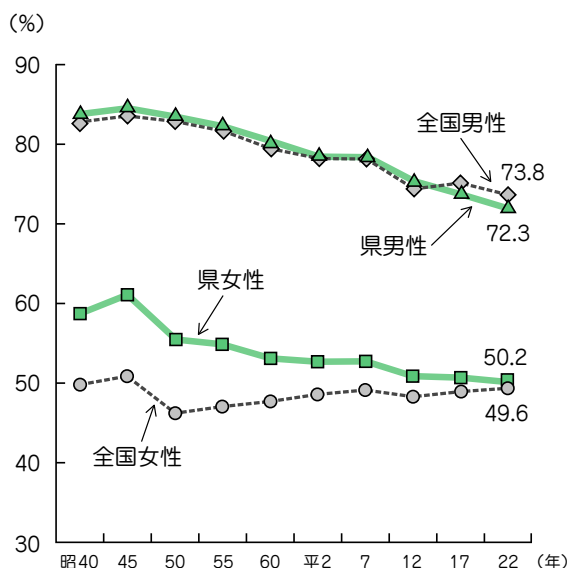


資料：国勢調査【総務省】

男女別に労働力率の推移をみると、男性はこれまで全国と同水準で推移していましたが、平成17年以降は全国平均よりも低い傾向にあります。また、女性は全国よりも労働力率が高く推移していますが、年々その差は縮まっています。

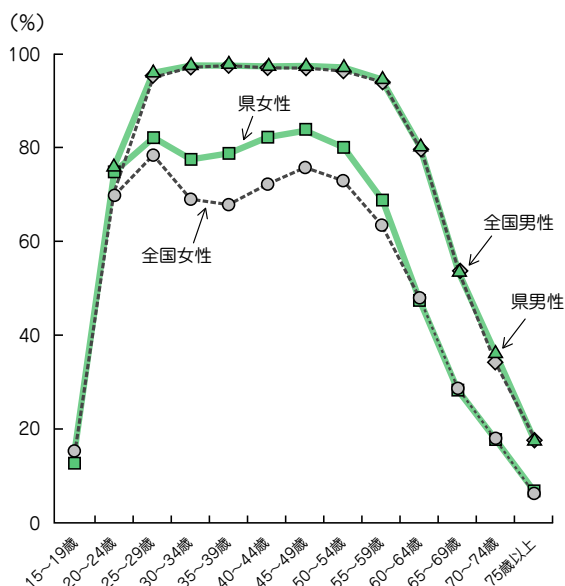
年齢階級別では、男性と違い女性は出産・育児期において労働力率が低下し、その後再び上昇する、いわゆるM字型カーブを描いていますが、本県ではカーブが緩やかとなる傾向にあります。

◇男女別労働力率の推移



資料：国勢調査【総務省】

◇男女別年齢階級別労働力率



資料：平成22年国勢調査【総務省】

\*労働力率：年齢階級別の労働人口（日本では15歳以上）に対する人口の比率。

就業者に失業者を加えた人数の割合。15歳以上で働く意欲を持つ人がどれくらいいるかを示す。

## 4 前計画の達成状況

### (1) 成果指標及び目標数値の達成状況

計画の成果指標である「男女が平等な社会であること」の満足度は、計画策定時（平成17年度）と比較し、平成23年度調査では「満足層」は9.3ポイント増加、「不満層」は9.0ポイント減少しており、計画全体の成果は上がっていると言えます。

また、重点目標ごとに設定している目標数値については、8項目で目標を達成するなど、全ての指標で基準値からは上昇又は向上しており、全体的には概ね順調に成果を上げていますが、男性の育児休業取得率など目標達成が厳しいと思われる項目もあります。

#### 〈成果指標〉

項目	単位	計画策定時		達成状況			最終目標		資料出所等
						増減			
「満足層」の割合	%	H17	27.0	H23	36.3	(+ 9.3)	H24	増加	県民意識調査
「不満層」の割合	%	H17	25.0	H23	16.0	(- 9.0)	H24	減少	

〈目標数値一覧〉

項目	単位	計画策定時	現況値	現目標	(計画策定時の目標)	資料出所等	
<b>【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】</b>							
男女共同参画に関する周知度(男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている人の割合)	%	H16	41.4	H23	54.8	H24 100 同左 県民意識調査 県民アンケート	
県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数	千日人	H17(見込)	1,250	H23	1,300	H28 1,400 同左 生涯学習推進課調べ	
乳がん検診受診率(マンモグラフィ併用検診)	%	H16	4.9	H22	25.1	rH24 50.0 23.0(H20) ※視触診 検診結果報告	
子宮がん検診受診率	%	H16	16.6	H22	22.3	rH24 50.0 26.0(H20)	
<b>【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり(女性のチャレンジ支援の推進)】</b>							
県の審議会等への女性の登用率	%	H17	29.4	H24	35.7	H24 35.0 同左 男女平等社会推進課調べ	
女性人材登録者数	人	H17	562	H23	775	H24 750 同左	
管理・監督の業務に従事する者に占める女性の割合	%	H16	8.3	H23	9.9	H24 増加 同左 新潟県賃金労働時間等実態調査	
<b>【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】</b>							
育児休業取得率(男性)※	%	H17	0.7	H23	1.1	rH27 3%程度 3%程度(H22) 新潟県賃金労働時間等実態調査等	
育児休業取得率(女性)	%	H17	81.4	H23	92.3	rH27 90.0 85.0(H22)	
育児休業制度を規定する企業の割合	%	H17	85.6	H23	91.4	rH27 100 100(H21)	
県職員の育児休業取得率(男性)(知事部局)	%	H16	1.1	H23	7.9	rH26 10.0 5.0(H21)	人事課調べ
県職員の育児休業取得率(男性)(教育庁)		H16	2.2	H23	4.7		教育庁調べ
県職員の育児休業取得率(男性)(病院局)		H16	0.0	H23	2.0		病院局調べ
県職員の育児休業取得率(女性)(知事部局)	%	H16	98.5	H23	100.0	rH26 95~100 95~100(H21)	人事課調べ
県職員の育児休業取得率(女性)(教育庁)		H16	99.1	H23	98.8		教育庁調べ
県職員の育児休業取得率(女性)(病院局)		H16	99.4	H23	100.0		病院局調べ
ハッピー・パートナー企業(男女共同参画推進企業)登録数	社	-	-	H23	477	H24 500 同左 男女平等社会推進課調べ	
複数の女性農業委員のいる農業委員会数		H17	19 / 40	H24	22 / 35	H24 35 / 35 同左 経営普及課調べ	
女性の認定農業者数	人	H16	144	H23	448	H24 1,700	
家族経営協定締結農家数	戸	H17	1,080	H23	1,430	H24 2,500	
放課後児童クラブ	か所	H16	273	H23	391	rH28 392 357(H21)	
ファミリー・サポート・センターの箇所数	か所	H17	12	H23	20	rH28 21 25(H21)	児童家庭課調べ
ファミリー・サポート・センターの会員数	人	H17	3,977	H23	5,464	rH28 9,479 4,700(H22)	
介護支援専門員数	人	H16	1,511	H22	2,826	rH23 2,021 1,650(H20)	高齢福祉保健課調べ
<b>【基本目標Ⅳ 男女平等社会の形成の推進に向けた体制の整備】</b>							
市町村男女共同参画計画策定率	%	H17	37.1	H24	63.3	H24 100 同左 男女平等社会推進課調べ	

※男性の目標数値は育児のために取得した年次有給休暇を含む。

注) 現況値は平成24年10月31日時点で把握したもの。

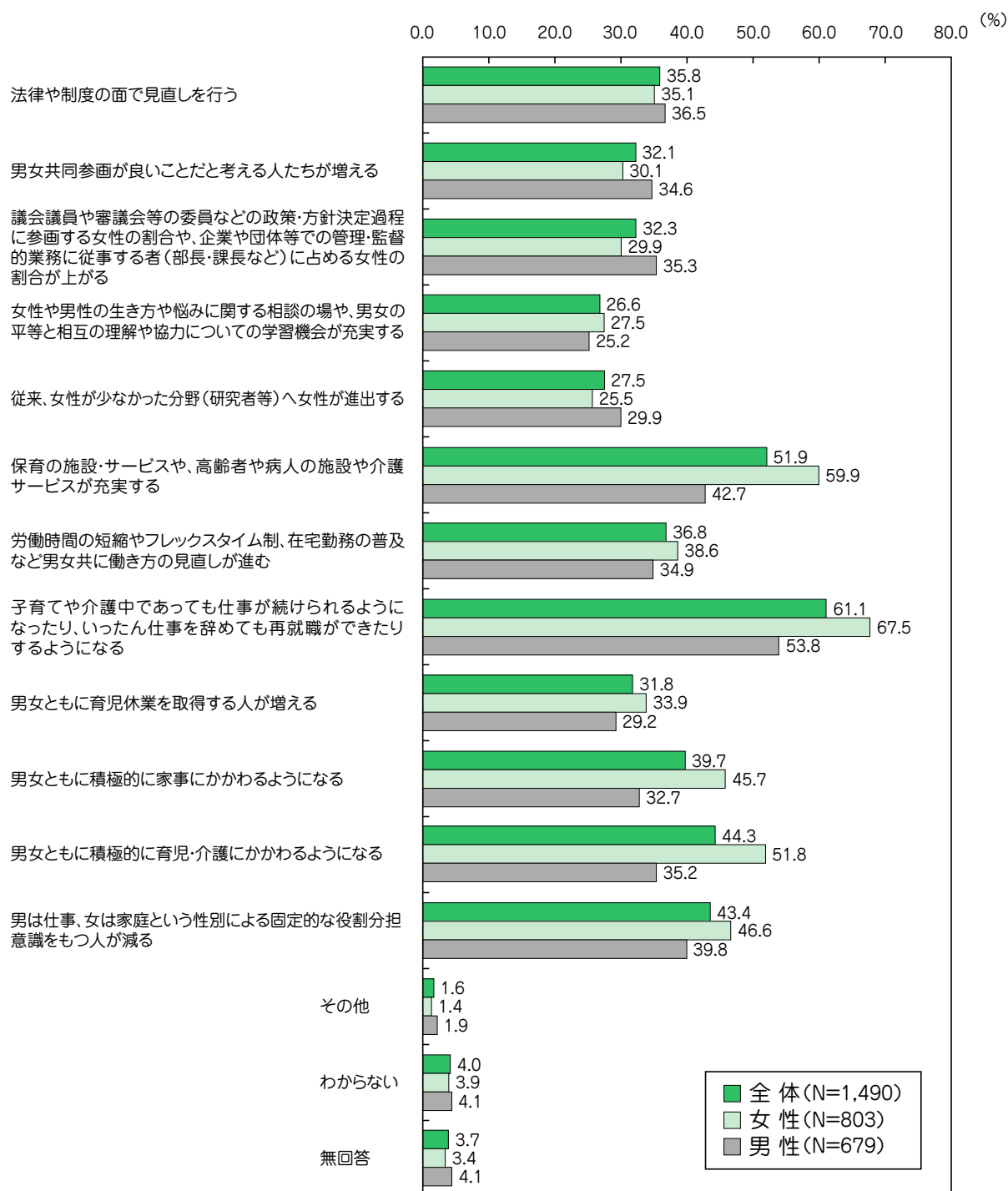
「r」は計画策定後に目標が更新されたもの。

## (2) 県民意識調査の結果概要

平成23年10月から11月に実施した県民意識調査では、「男女共同参画社会の実現に必要なこと」については、〈子育てや介護中であっても仕事が続けられるようになったり、いったん仕事を辞めても再就職ができたりするようになる〉が最も多く、特に女性のニーズが高くなっています。

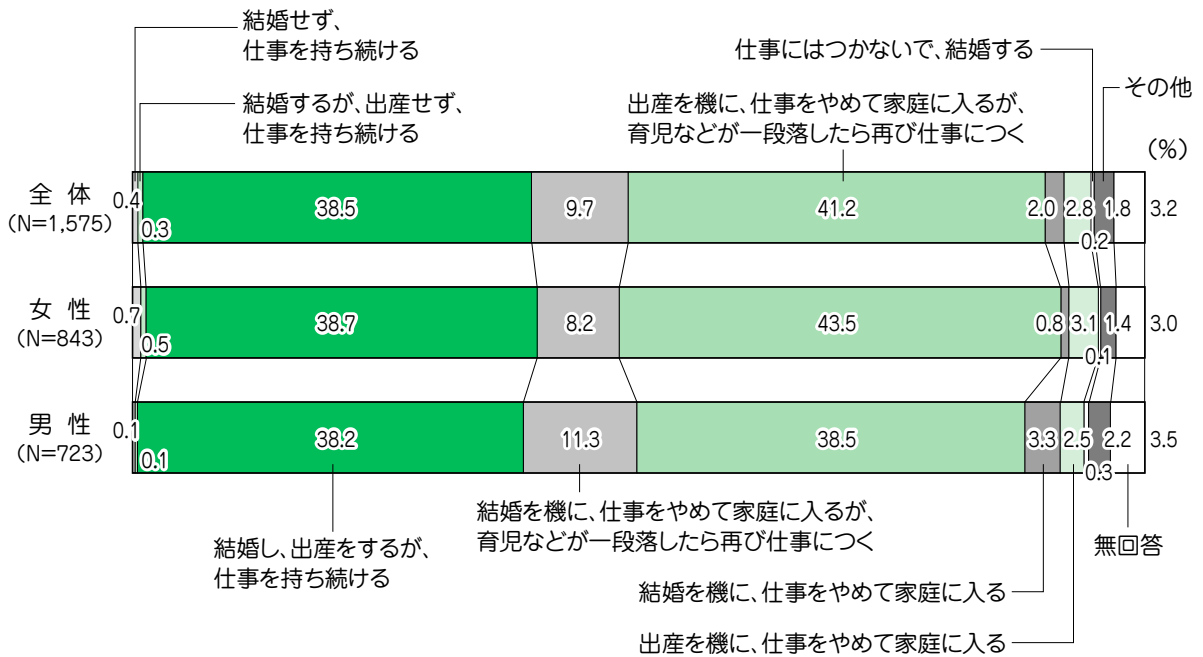
また、「女性の働き方の理想と現実」では、〈仕事を持ち続ける〉の理想が38.5%であるが、現実では33.1%であり、また、〈出産を機に、仕事をやめて家庭に入るが、育児などが一段落したら再び仕事につく〉の理想が41.2%であるが、現実では28.1%となっており、仕事の継続や再就職に関する項目に差が見られます。

### ◇男女共同参画社会の実現に必要なこと

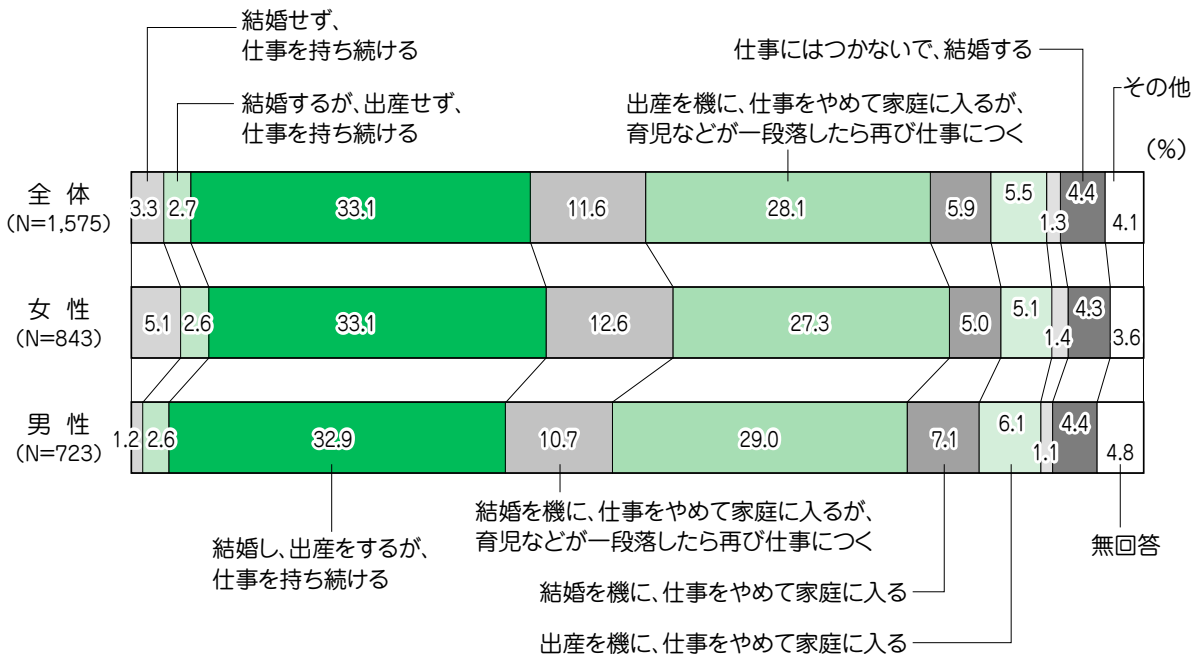


○女性の働き方の理想と現実

◇理想の働き方



◇現実の働き方



資料：平成 23 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

### (3) 今後取り組むべき課題

県はこれまで、男女共同参画社会の実現のため、様々な事業活動を実施してきましたが、性別による固定的な役割分担意識は依然残っています。今後も多様な生き方が選択できる社会の実現に向けた施策を進めるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（以下「仕事と生活の調和」という。）の推進、女性のキャリア形成支援、意識改革をそれぞれ密接に関連させ、一体的に取り組むことが必要です。

## 5 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく「新潟県男女共同参画計画」です。
- (2) 新潟県「夢おこし」政策プランやその他の県の計画と整合性を持った計画です。
- (3) 男女平等社会の実現に向け、施策の基本方向と内容を明らかにし、それらを総合的、体系的に推進するための計画であり、市町村、事業者、県民それぞれが自らの問題として考え行動するための指針となる計画です。

## 6 基本理念

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女の社会活動を自由に選択できる社会制度や慣行の確立
- (3) 政策・方針の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活とその他の活動の両立
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際社会の動きとの協調

## 7 計画の目標

「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」

本計画では、意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解し、その推進に取り組むという趣旨で、計画の目標を「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」とします。

## 8 計画期間

平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間を計画期間とします。

## 9 計画の体系

本計画では、3つの基本目標と16の重点目標を設定します。

基本目標		重点目標	
Ⅰ	男女平等を推進する社会づくり	1	男女平等意識の浸透
		2	男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し
		3	学校等における男女平等教育の深化
		4	男女平等に関する学習機会の確保
		5	女性に対するあらゆる暴力の根絶
		6	生涯を通じた女性の健康づくり
Ⅱ	女性が活躍できる社会づくり (女性のチャレンジ支援の推進)	1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
		2	女性の能力の開発・発揮
		3	国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画
Ⅲ	男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり	1	雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保
		2	働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実
		3	農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画
		4	子育て環境の充実
		5	高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実
		6	男性にとっての男女共同参画
		7	地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

### 〔参考〕関連する主な県の計画

- ・新潟県健康福祉ビジョン
- ・新潟県人権教育・啓発推進基本指針
- ・新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画
- ・新潟県子ども・子育てプラン
- ・新潟県農山漁村男女共同参画推進方針（仮称）
- ・新潟県生涯学習推進プラン
- ・新潟県がん対策推進計画
- ・地域保健医療計画
- ・新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画
- ・仕事と子育ての両立支援のための新潟県特定事業主行動計画

### 基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり

男女が社会の対等な構成員として、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮でき、個人として尊重される社会づくりが重要です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人の割合は徐々に減少する傾向にありますが、その動きは緩やかであり、また、男性と女性ではその意識に開きがあり、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることが男女それぞれの活動の広がりを難しくしているという現状があります。

そのため、男女平等社会の形成に関して理解を深めることが重要であり、家庭、職場、地域等における性別による固定的な役割分担意識を見直すとともに、学校教育・生涯学習を通じて男女平等意識を育むこと、また、女性に対するあらゆる暴力の根絶や生涯を通じた女性の健康づくりを支援することが必要です。

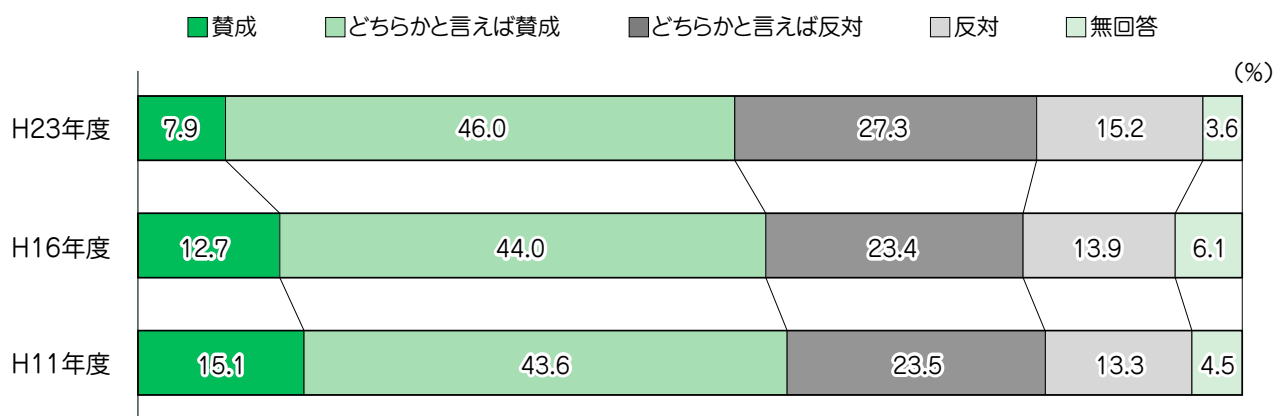
## 重点目標1 男女平等意識の浸透

### 【現状と課題】

本県で実施した意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）する人の割合は徐々に減ってきています。しかし、その割合は男女に差があり、女性より男性の方が高い状況です。性別による固定的な役割分担意識にとらわれることが、男女それぞれの活動の広がりを難しくしています。

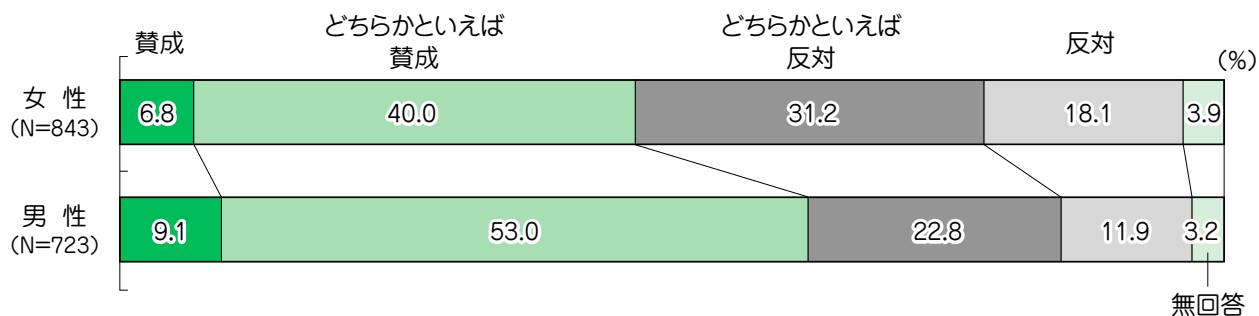
男女平等社会を形成するには、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）（※）の視点から、家庭、職場、地域社会等のあらゆる場面で、男女がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合うことの大切さや、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を活かした多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。そのため、あらゆる機会や多様な媒体等を通じ、広報、啓発活動を展開することが必要です。

◇男は仕事、女は家庭を中心とする方がよい



資料：平成11年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】  
平成16・23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

◇男は仕事、女は家庭を中心とする方がよい



資料：平成23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

**(施策の基本的方向・施策の展開)**

**(1) 男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。**

- ㊦ 男女共同参画週間中の広報やフォーラム等の開催を通じて、広く県民に対し、啓発活動を推進します。(県民生活・環境部、福祉保健部)
- ㊧ 男女共同参画に関連する法律、条例、計画などについて、わかりやすく広報するなどその内容の周知に努めます。(県民生活・環境部、福祉保健部、産業労働観光部)

**(2) 各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します。**

- ㊦ 女性団体、経済団体、教育関係団体等の各種団体や企業と連携し、広報・啓発を推進します。(県民生活・環境部)

**(3) マスメディア等を活用し、県民に対する啓発活動を推進します。**

- ㊦ 新聞、テレビ、ラジオやインターネットなど多様な媒体を活用し、啓発活動を展開します。(知事政策局、県民生活・環境部)

**(4) メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力(メディア・リテラシー)を育成します。**

- ㊦ メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力(メディア・リテラシー)の向上を図るため、研修等の実施に努めます。(県民生活・環境部)
- ㊧ 県の広報・刊行物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮します。(全部局)

※ 社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

## 重点目標2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し

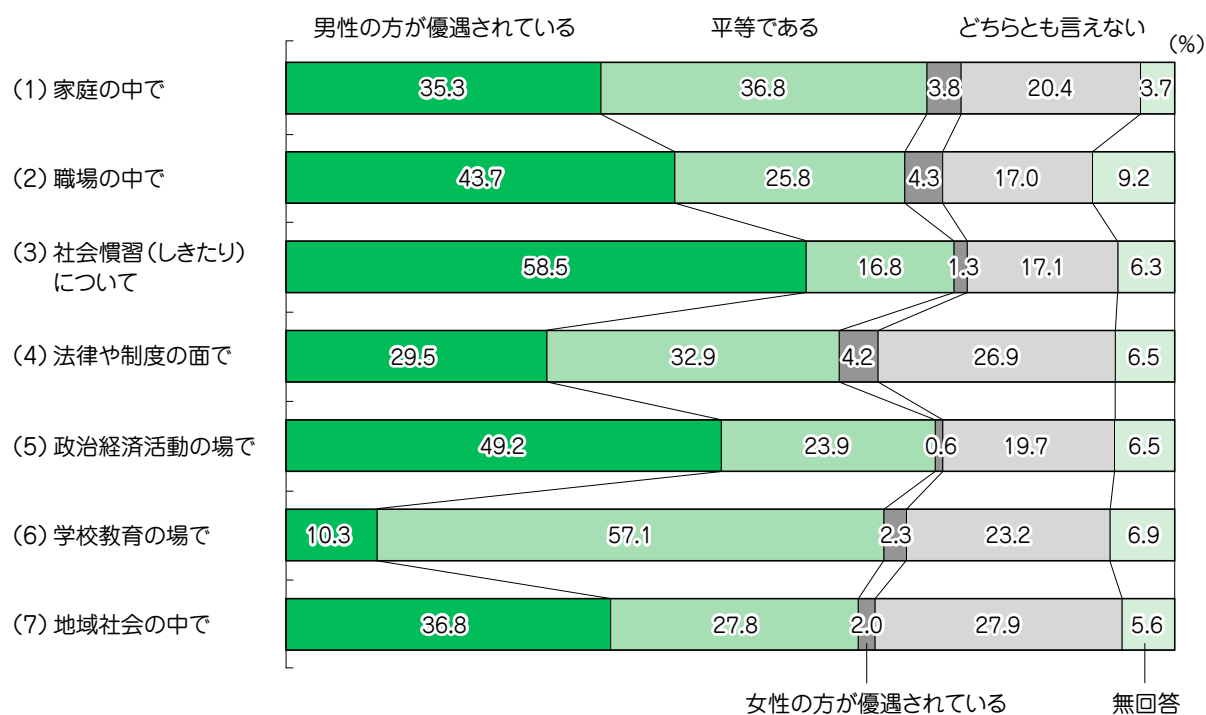
### 【現状と課題】

本県で実施した意識調査では、「社会慣習（しきたり）について」平等と感じている人の割合は最も低い結果となっています。またその割合は、男女に差があり、男性より女性の方が低くなっており、この傾向は他の場面においても同様の結果となっています。

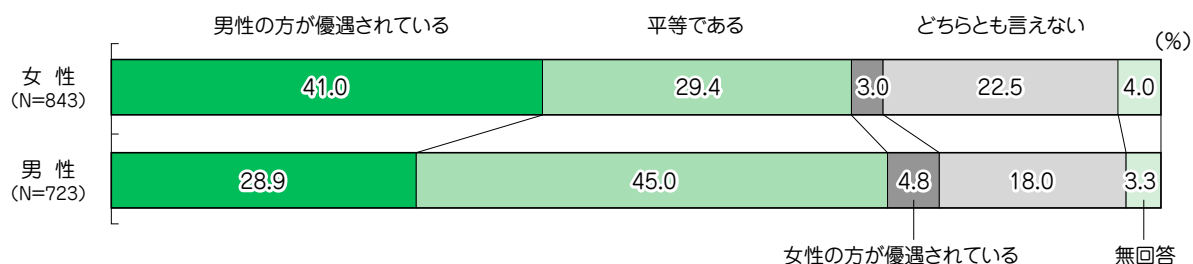
性別による固定的な役割分担意識に基づく制度・慣行等は個人の能力の発揮を困難にする要因ともなります。

そのため、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、社会制度・慣行等を必要に応じて見直すことが必要です。

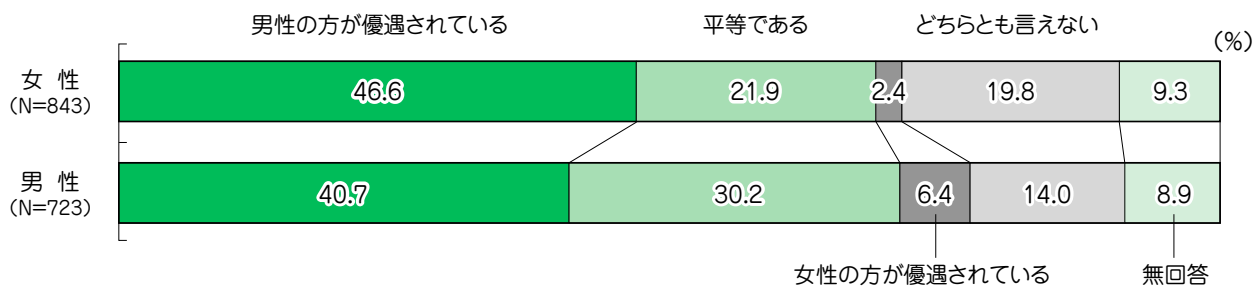
#### ◇男女の地位の平等感について（男女計）



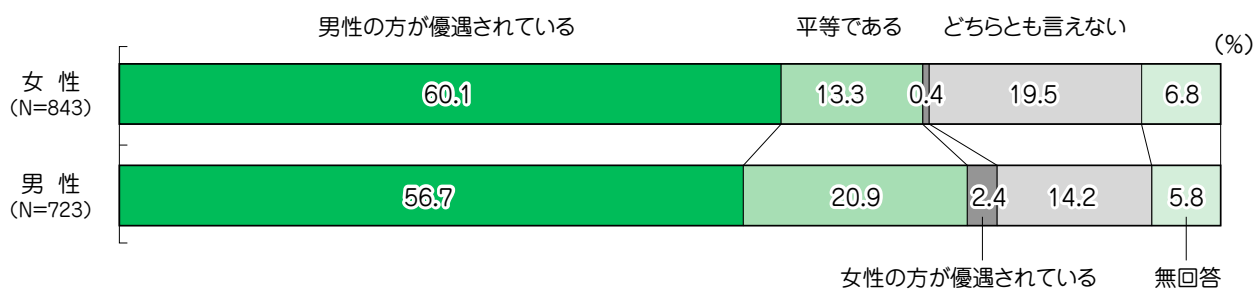
#### (1) 家庭の中で（男女別）



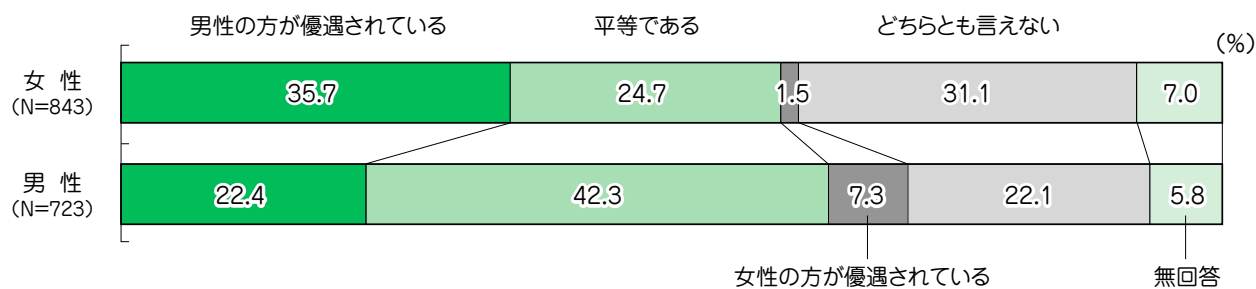
(2) 職場の中で (男女別)



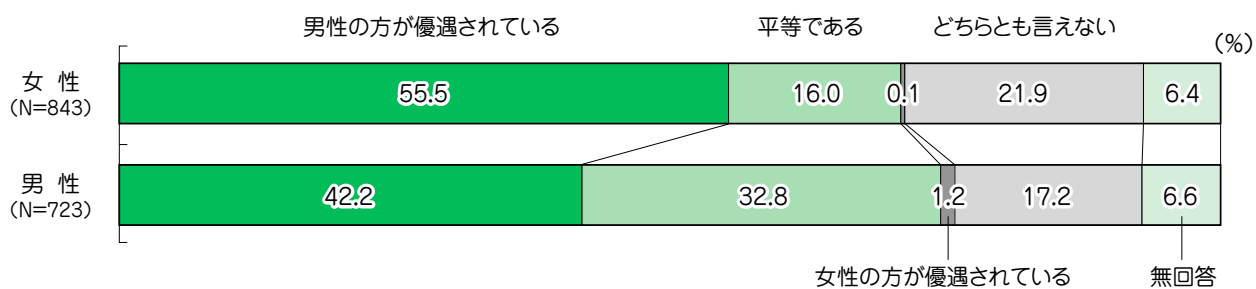
(3) 社会慣習(しきたり)について (男女別)



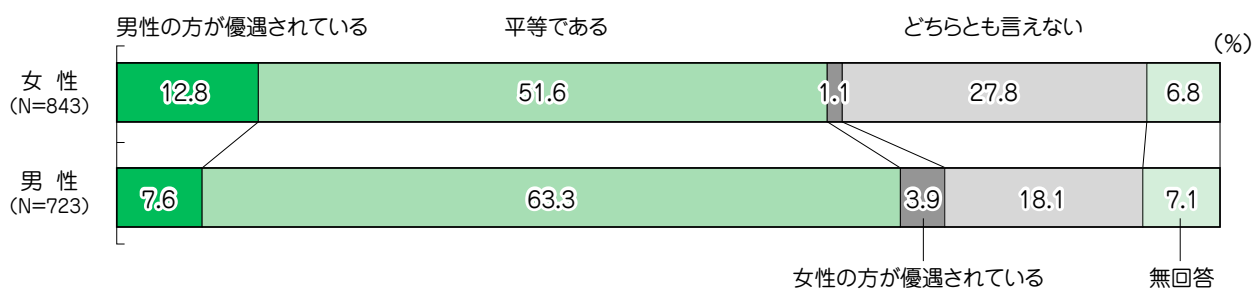
(4) 法律や制度の面で (男女別)



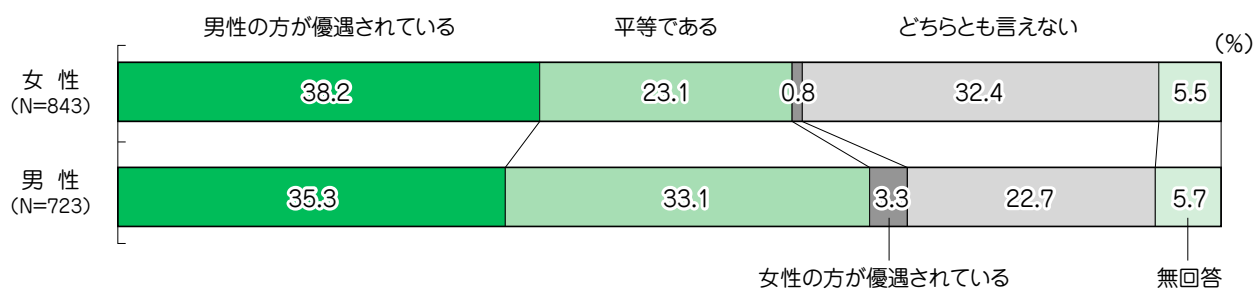
(5) 政治経済活動の場で (男女別)



(6) 学校教育の場で(男女別)



(7) 地域社会の中で(男女別)



資料：平成 23 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握に努めます。

- ㊦ 社会制度・慣行等を調査するなど実態を把握します。(県民生活・環境部、産業労働観光部)
- ㊧ 職場、家庭、地域等における慣行についても、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないように、広くその見直しを呼びかけます。(県民生活・環境部)

(2) 男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します。

- ㊦ 国、県、団体等の情報を収集し、ホームページ等で県民へ積極的に提供します。(知事政策局、県民生活・環境部)
- ㊧ 新潟ユニゾンプラザの図書情報ルームにおける男女共同参画関連情報を充実します。(県民生活・環境部、福祉保健部)

## 重点目標3 学校等における男女平等教育の深化

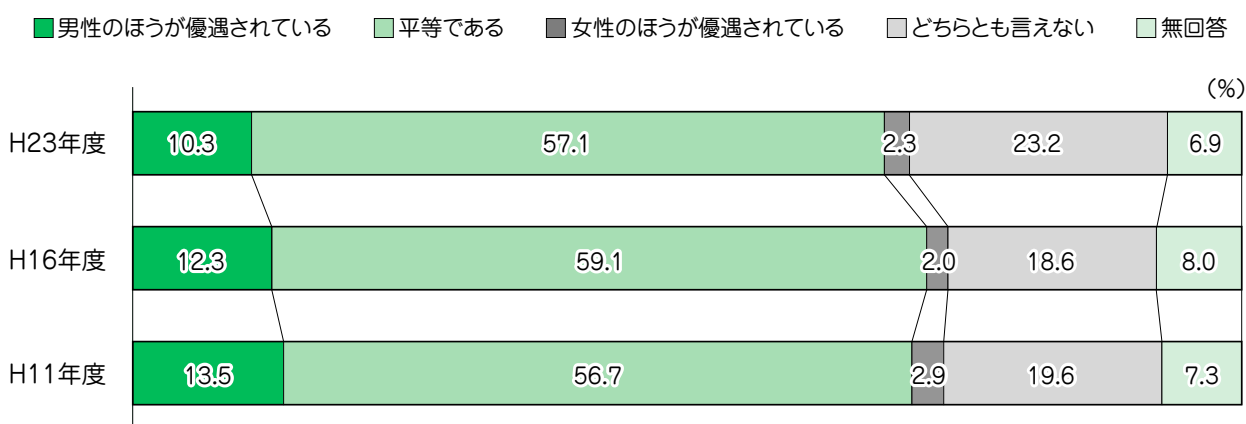
### 【現状と課題】

本県で実施した意識調査では、「学校教育の場で」平等と感じる人の割合は、前回調査に比べ減少しましたが、他の場面と比較して最も高くなっています。(p.15 参照)

人格が形成される過程での人権の尊重を基本とする男女平等教育の果たす役割は重要です。

そのため、学校等における様々な教育活動の中で、性別による固定的な役割分担意識にとらわれないよう配慮することが必要です。

◇男女の地位の平等感について「学校教育の場で」



資料：平成11年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】  
平成16・23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

### (施策の基本的方向・施策の展開)

#### (1) 学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します。

- ㊦ 学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、道徳等の時間をはじめ、教育活動全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さ、家族の一員としての役割を果たしながら家庭を築くことの重要性などについての教育を充実します。(教育庁)
- ㊧ 学校運営などが性別による固定的な役割分担意識に基づいて行われることのないよう努めます。(教育庁)
- ㊨ 主体的で多様な進路選択を可能とするため、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることのない進路指導を充実します。(教育庁)
- ㊩ 幼稚園、保育所において、幼児期の子ども一人ひとりの特性に留意しつつ、性別による固定的な役割分担意識が育つことのないよう促します。(総務管理部、福祉保健部、教育庁)

(2) 教職員等の研修を充実します。

㊦ 男女平等教育推進のための知識・技能の普及や人権感覚の向上を図るため、教職員を対象とした計画的な研修を充実します。また、保育士の研修においても男女平等意識の向上を図ります。 (福祉保健部、教育庁)

㊧ 教育関係者等に対し、男女平等社会に関する理解の浸透を図ります。 (教育庁)

## 重点目標4 男女平等に関する学習機会の確保

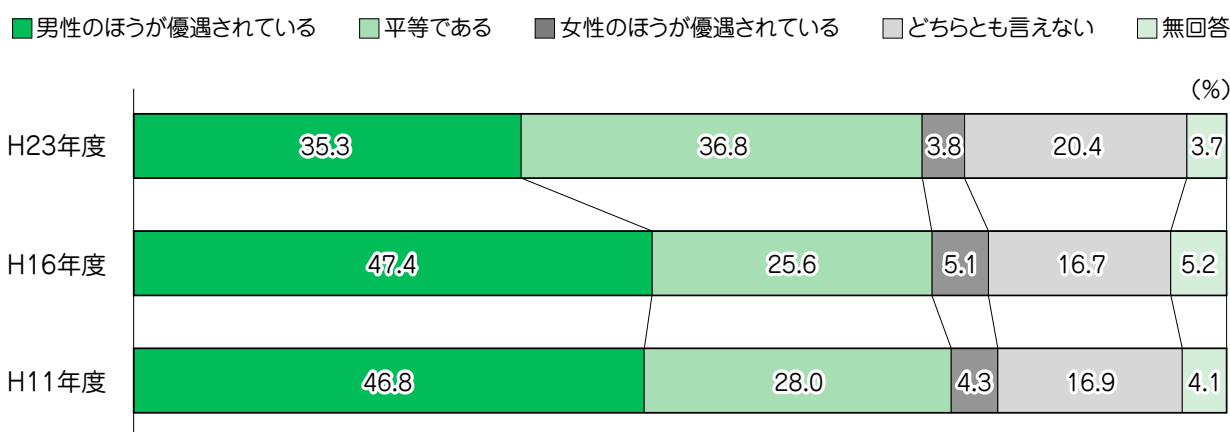
### 【現状と課題】

本県で実施した意識調査によると、学校教育の場における男女の平等感は、57.1%と最も高いのに対し、家庭では、36.8%、地域社会の中では27.8%と依然として低い結果となっています。(p.15 参照)

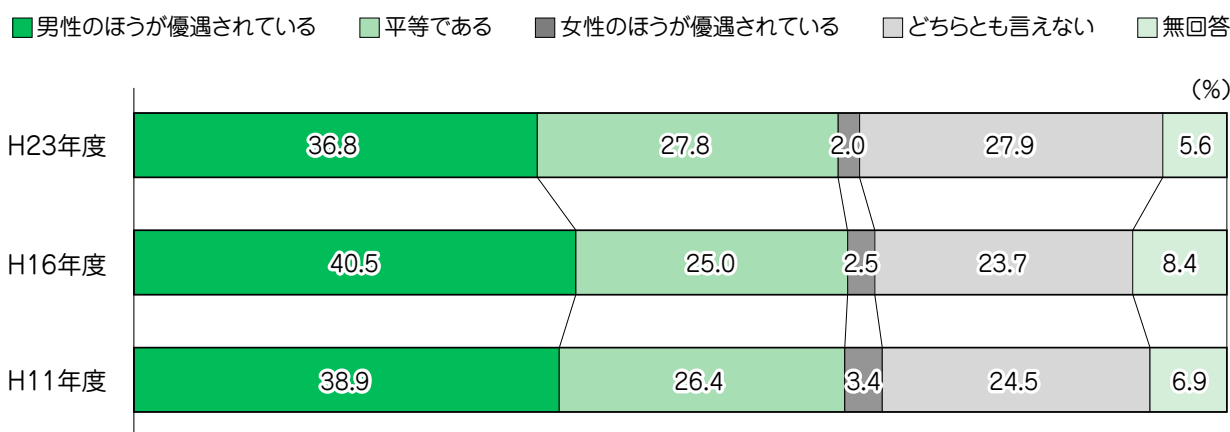
性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女平等意識を高めるには、学校教育をはじめ、生涯を通じた家庭や地域における教育・学習への取組が重要です。

そのため、男女平等意識を高める学習機会や学習情報の提供を、一層充実させることが必要です。

#### ◇男女の地位の平等感について（家庭の中で）



#### ◇男女の地位の平等感について（地域社会の中で）



資料：平成11年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】  
平成16・23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 男女平等意識を高めるための学習機会を提供します。

- ㊦ 男女平等意識を高めるため、各種の研修会や講習会等を開催します。

(県民生活・環境部、福祉保健部、教育庁)

(2) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます。

- ㊦ 地域における身近な学習機会を充実するため、専修学校の開放講座、市町村や大学等との連携による講座、公民館などにおける学習活動や広域遠隔学習を促進します。(教育庁)

- ㊧ 生涯学習情報提供システム(ラ・ラ・ネット)や情報誌等を通じて、いきいき県民カレッジや各地で開催されている男女共同参画に関する学級・講座などの学習情報を提供します。

(教育庁)

(3) 学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます。

- ㊦ 社会教育等の指導者研修などを通じて、男女平等意識の啓発を図るとともに指導者等の養成に努めます。(教育庁)

(4) 男女平等意識を育む家庭教育を推進します。

- ㊦ 保護者等に対して家庭教育に関する学習機会や情報を提供し、家庭内における男女平等意識の醸成を図ります。(教育庁)

## 重点目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【現状と課題】

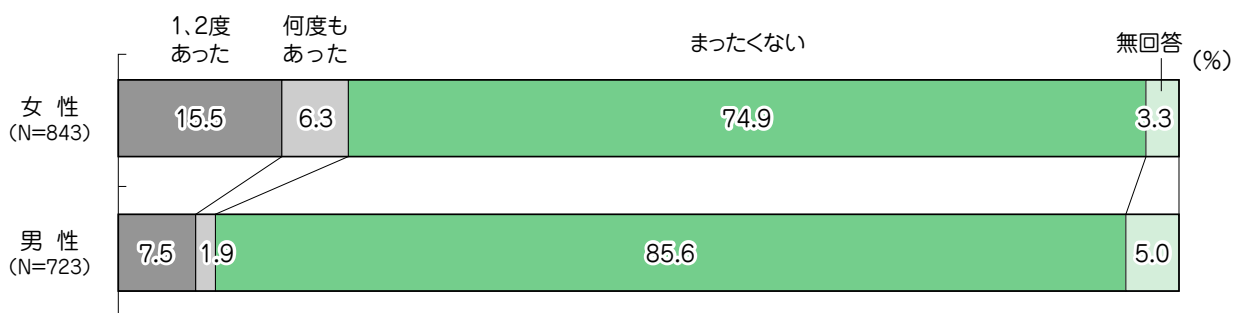
性別による差別的な取扱いや、相手の意に反した性的な言動、暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど）は人権侵害であり、その被害者の多くが女性です。

女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識、経済的格差、上下関係といった男女が置かれている状況に根ざした構造的な問題が存在していると考えられ、女性に対する暴力は男女平等社会を形成していく上で克服すべき課題です。女性に対するあらゆる暴力は決して許されないものであるという認識を徹底し、その根絶を目指すことが重要です。

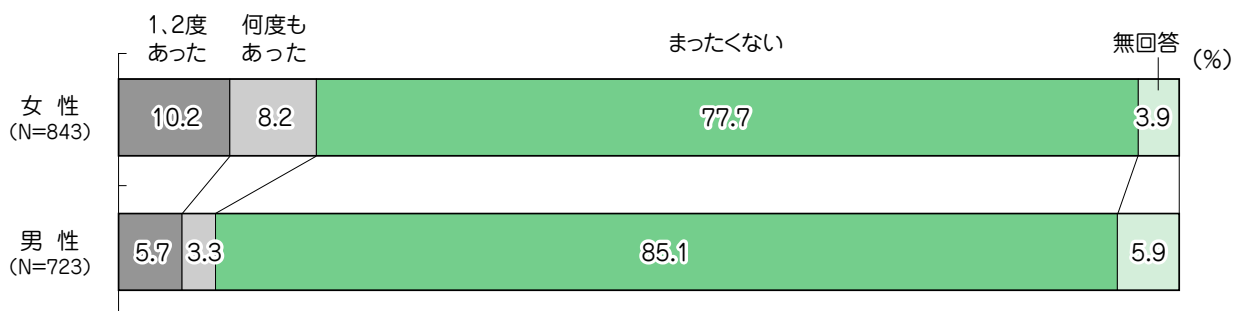
そのため、「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」等と共に施策を推進することが必要です。

### ○配偶者・恋人間の暴力の経験

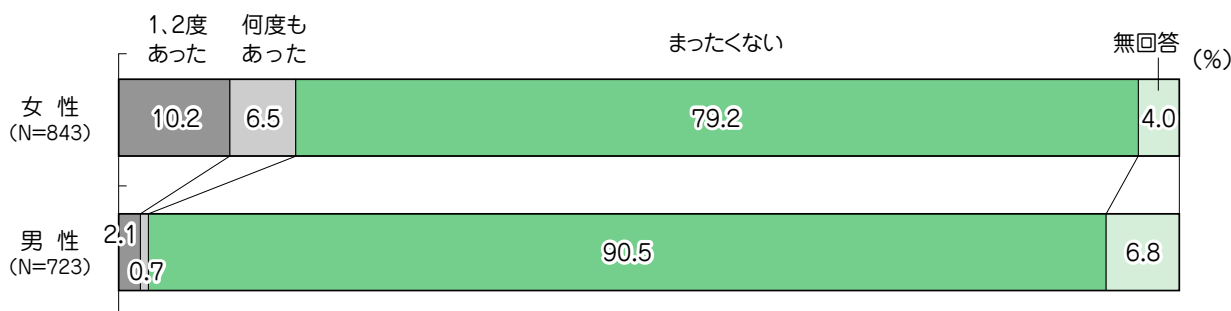
◇なぐったり、けったり、ものを投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた



◇人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた



◇いやがっているのに性的な行為を強要された



資料：平成23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

◇配偶者暴力認知件数

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
件数	380	445	470	576	※741

※うち女性被害者：697

◇被害者と加害者の関係（平成23年中）

	法律婚（夫婦）	元夫婦	事実婚（内縁等）	元内縁
件数	525	126	77	13

資料：新潟県警察本部

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します。

- ㊦ 女性に対する暴力を許さない社会づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」などを通じて、県民に対して広報啓発活動を推進します。また、関係機関と連携を図りながら、加害予防の意識啓発を図るための講演会等を実施します。（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）
- ㊧ 安全に対する情報提供等、地域に密着した防犯活動を展開します。（警察本部）

（2）ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行います。

- ㊦ 女性に対する暴力の問題についての確に対応できるよう、関係機関等と連携し、実態把握に努めるとともに、関係者が適切に対応できるよう研修等を行います。  
（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）
- ㊧ 女性に対する暴力の相談窓口を周知します。（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）
- ㊨ 女性福祉相談所及び配偶者暴力相談支援センターと関係機関、NPO、民間団体との連携を強化し、外国人や障害者を含む女性の相談に対して幅広く対応するとともに、被害者の自立を支援します。  
（県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部）

- ① 配偶者等からの暴力等による被害者の相談・カウンセリング体制を充実します。  
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
  - ② 県配偶者暴力防止連絡会議等のネットワークを充実し、その活用を図ります。  
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
  - ③ 被害者を支援している団体等の安全確保に努めます。  
(警察本部)
  - ④ 民間支援団体等とも連携した保護・支援の充実に努めます。  
(福祉保健部、警察本部)
  - ⑤ 売買春の取締りを強化するとともに、売買春からの女性の保護、社会復帰を支援します。  
(福祉保健部、警察本部)
  - ⑥ 人身取引の取締りと適切な対策を推進します。  
(福祉保健部、警察本部)
  - ⑦ ストーカー規制法に基づきストーカー行為に対する適切な対策を推進します。  
(警察本部)
  - ⑧ 性暴力の被害防止を図り、被害者の相談・支援体制の充実に努めます。  
(県民生活・環境部、福祉保健部、警察本部)
  - ⑨ 刑罰法令に触れる場合には、被害者の意思を尊重しつつ、事案の危険発展性等を踏まえて、検挙措置や指導・警告等の適切な措置を講じます。また、刑罰法令に触れない場合についても、防犯指導や他機関への紹介等、被害者の要望等を踏まえた適切な措置を講じます。  
(警察本部)
- (3) セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を推進します。**
- ① 様々な場面におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を促進します。  
(全部局)
  - ② 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、企業等に対する周知啓発に努めます。  
(産業労働観光部)
  - ③ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談窓口である新潟労働局雇用均等室との緊密な連携を図りながら、この相談窓口を周知します。  
(産業労働観光部)

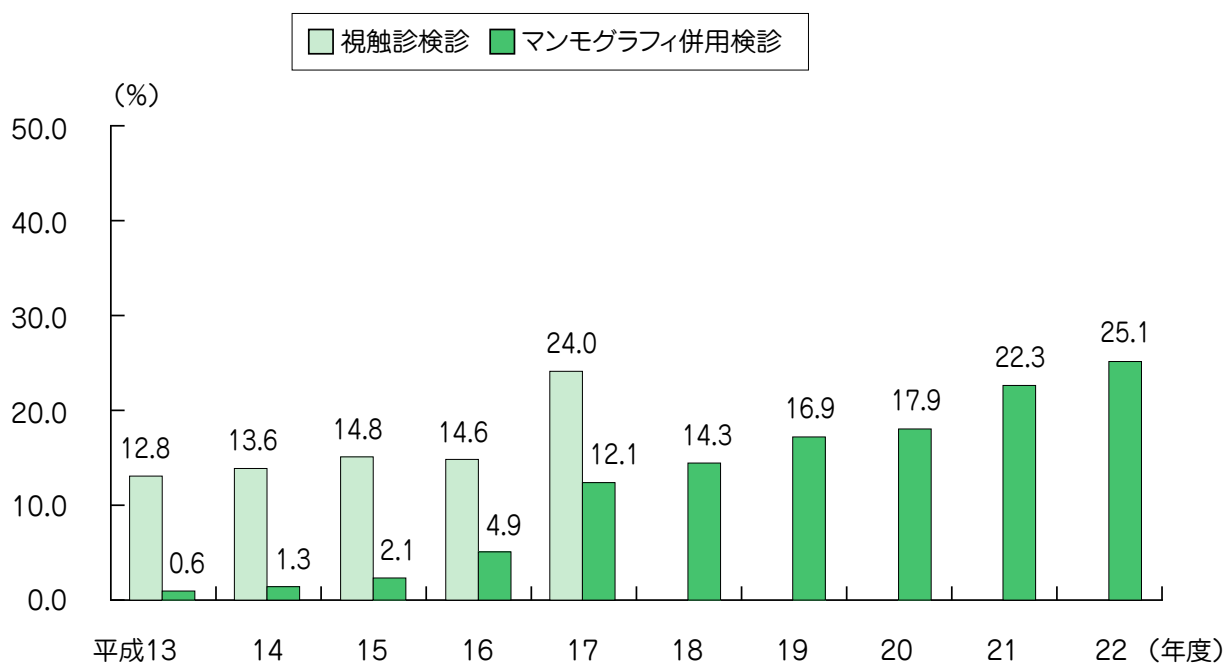
## 重点目標6 生涯を通じた女性の健康づくり

### 【現状と課題】

男女とも生涯を通じた健康づくりが必要ですが、特に女性は、妊娠・出産の可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題があるため、そうした点に配慮した女性の心身の健康づくりを進める必要があります。

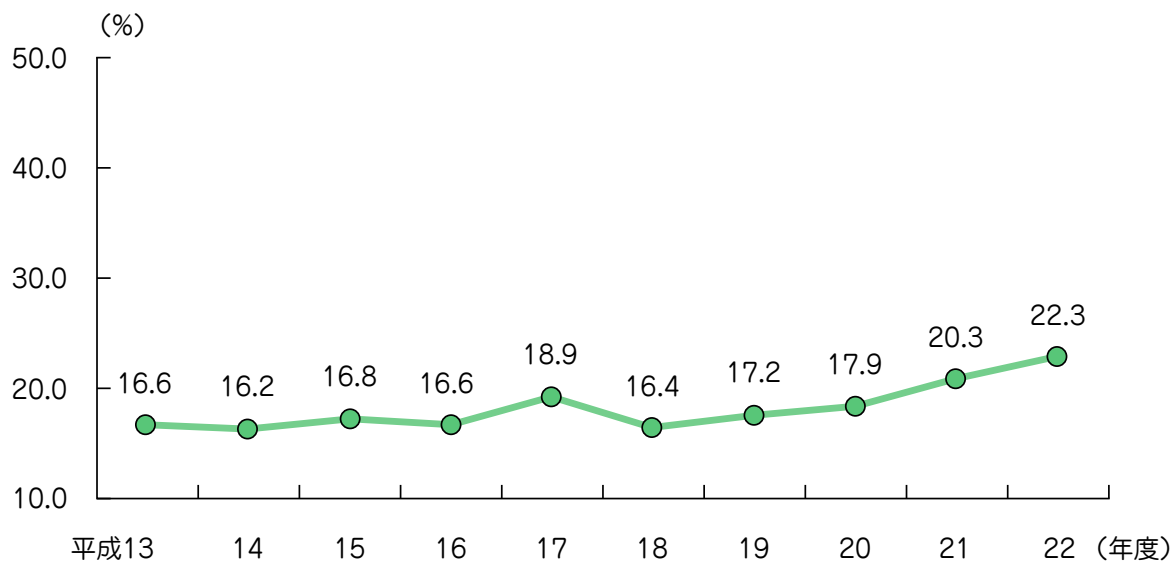
そのため、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※））の知識の普及に努めるとともに、男女の、特に女性の健康に関する相談体制や検診の充実など、生涯を通じた健康づくりを支援するための総合的な取組を行うことが必要です。

◇乳がん検診 受診率（新潟県）



資料：新潟県

## ◇子宮がん検診受診率（新潟県）



資料：新潟県

## ※ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

## （施策の基本的方向・施策の展開）

### （1）生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実します。

- ㊦ 思春期、出産可能期、更年期など、女性が生涯を通じて自ら健康管理できるよう、健康教育、健康相談等の充実に努めます。（福祉保健部）
- ㊧ 女性が各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、女性の健康づくりを支援します。（福祉保健部）
- ㊨ 学校教育全体を通じ、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持つことにより、性について自ら考え判断し、望ましい行動がとれるようにするため、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性教育を充実します。  
また、地域においては、思春期の体や心についての正しい知識の普及啓発を図ります。（福祉保健部、教育庁）
- ㊩ 思春期における性についての悩み等に関する相談窓口の周知とその機能を充実します。（福祉保健部）
- ㊪ 妊娠・出産、育児の悩み等に対して、健康診査、保健指導・相談等の実施を促進するとともに、周産期医療体制の整備に努めます。（福祉保健部）
- ㊫ 職場における女性の母性健康管理のため、企業等に対し関係法令の広報・啓発活動を推進します。（産業労働観光部）
- ㊬ 栄養、運動、休養等望ましい健康習慣を身につけるための普及啓発に努めるとともに、栄養士や健康指導者などの健康づくりを支援する各種指導者を養成します。（県民生活・環境部、福祉保健部）
- ㊭ HIV／エイズ、性感染症について、感染予防、検査の必要性等や薬物乱用等による健康被害に関する正しい知識の普及啓発を図ります。（福祉保健部）
- ㊮ 女性医師の育成・確保に努めるとともに、女性専門外来の普及を促進します。（福祉保健部）

### （2）妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及に努めます。

- ㊯ 人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊及び女性が主体的に避妊を行うための知識などについて普及します。（福祉保健部）
- ㊰ 子どもを持ちたいにもかかわらず不妊に悩む男女に対する情報提供と相談体制及び支援の充実に努めます。（福祉保健部）
- ㊱ 性と生殖に関する健康と権利の重要性について、広報紙への掲載、住民向け講座などを通じて、男女が正しく理解し認識を深めるよう普及啓発に努めます。（県民生活・環境部、福祉保健部）

## 基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり（女性のチャレンジ支援の推進）

男女が共にあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要です。

また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入が必要です。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画が重要ですが、例えば県の審議会等の委員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、社会の様々な分野での女性の参画の割合はまだ少ない状況です。

そのため、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や女性の能力向上への支援を行うとともに、国際的な男女共同参画への取組に対する理解や国際協力活動への参画を促進することにより、女性のエンパワーメント（※）を進めることが必要です。

### ※ エンパワーメント

個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけることです。

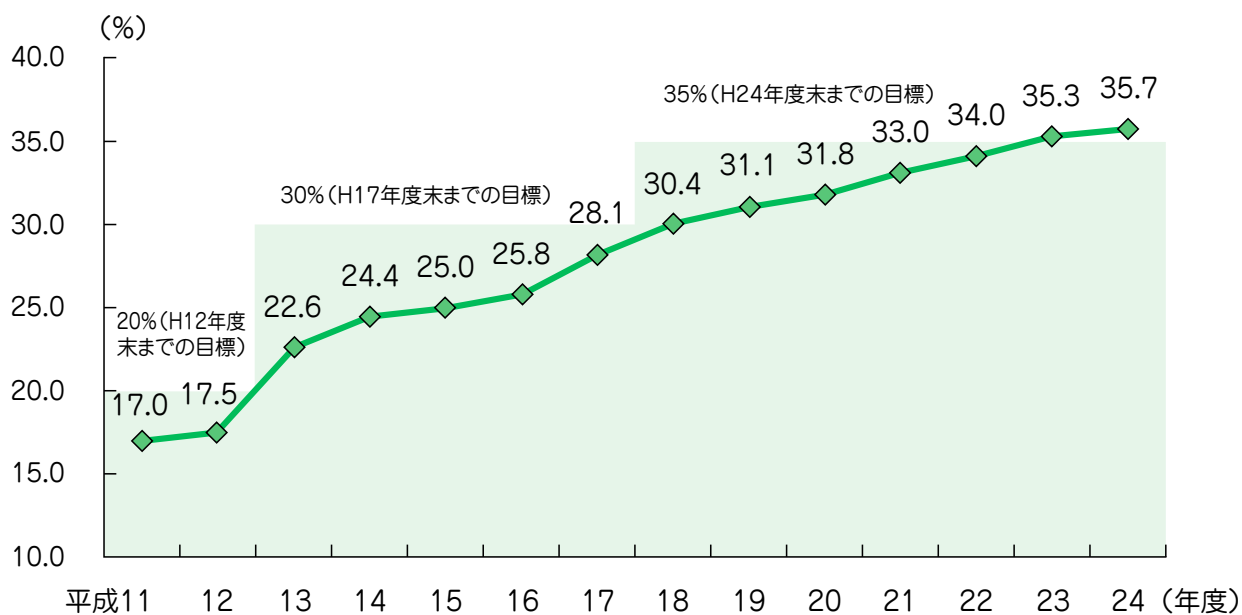
## 重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 【現状と課題】

県の各種審議会等における女性の割合は「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定した平成18年の30.4%から平成24年度には35.7%（平成24年6月1日現在）と着実に増加し、女性委員のいない審議会は、平成20年度に解消され、その後も継続して全ての審議会等で女性が登用されています。しかしながら、県内市町村における審議会等の女性比率は、24.9%（平成23年4月1日現在）にとどまっています。また、民間企業における「管理・監督的業務に従事する者」の割合も9.9%（平成23年7月31日現在）と低い状況にあります。

社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、県や市町村はもとより、企業、団体、地域等においても取組を進める必要があります。

#### ◇新潟県の審議会等への女性の登用率



資料：新潟県 \*各年6月1日現在

### （施策の基本的方向・施策の展開）

#### （1）県の審議会等への女性登用を推進します。

㊦ 県の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。 （全部局）

#### （2）女性県職員・教職員の育成・登用を推進します。

㊦ 本人の適性や希望にあわせ、多様な職務を経験させるとともに、各種研修等を通じて、積極的に育成と登用を推進します。 （総務管理部、病院局、企業局、教育庁、警察本部）

**(3) 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。**

- ㊦ 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画状況等を取りまとめ、情報提供します。  
(県民生活・環境部)

**(4) 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します。**

- ㊦ あらゆる機会を通じて企業、団体等に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション（※））に関する情報等を提供し、女性の登用等を促進します。（県民生活・環境部、産業労働観光部）
- ㊧ 政策方針決定過程において、意見などを募集するパブリック・コメントの手続きが一層活用されるよう努めます。（全部局）
- ㊨ 県民一人ひとりが政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう啓発に努めます。（総務管理部）

※ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

積極的改善措置は、新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されています。

## 重点目標2 女性の能力の開発・発揮

### 【現状と課題】

法・制度的に経済活動などに参画する機会は充実されてきていますが、性別による固定的な役割分担意識の解消や雇用環境整備が進んでいないなどから、実質的な機会になお男女差が認められます。このことから、女性が経済活動などに参画する機会は不十分であり、女性の意欲や能力が、社会で十分に活かされているといえる状況にありません。

女性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画していくためには、多様な能力を身に付けることが必要です。

そのため、能力の向上や仕事・地域活動への参画など様々なチャレンジを行う女性に対して実践的な研修や学習の機会の充実、情報提供等、積極的に支援することが必要です。

### （施策の基本的方向・施策の展開）

#### （1）あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します。

- ㊦ 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する力をつけられるよう、実践的な研修や学習の機会を積極的に提供します。（県民生活・環境部、教育庁）
- ㊧ 女性が個性や能力を発揮できるよう、大学や、公民館等と連携し協力しながら、生涯を通じた学習機会の充実に努めます。（県民生活・環境部、教育庁）
- ㊨ 男女共同参画に関連する法律、条例、計画などについて、わかりやすく広報するなどその内容の周知に努めます。〔再掲〕（県民生活・環境部、福祉保健部、産業労働観光部）

#### （2）女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します。

- ㊩ 女性の参画を促進するため、各分野で活躍する女性の情報を把握・充実し、提供します。（総務管理部、県民生活・環境部）

#### （3）女性団体等への活動支援を充実します。

- ㊪ 女性団体・グループ、NPO等の自主的な活動を支援し、女性の社会参画を促進するとともに、その活動成果の普及促進に努めます。（全部局）
- ㊫ 新潟ユニゾンプラザ内の女性センター機能を充実し、女性及び女性団体の活動の場の提供に努めます。（県民生活・環境部）

#### （4）女性の起業など様々なチャレンジを支援します。

- ㊬ 能力の向上や仕事・地域活動などへの参画といった様々なチャレンジを行う女性の意欲を後押しするため、情報提供や相談、活動の場の提供等により積極的に支援します。（県民生活・環境部）
- ㊭ 女性の起業を支援するため、研修の機会や情報の提供に努めます。（県民生活・環境部、産業労働観光部、農林水産部）

### 重点目標3 国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画

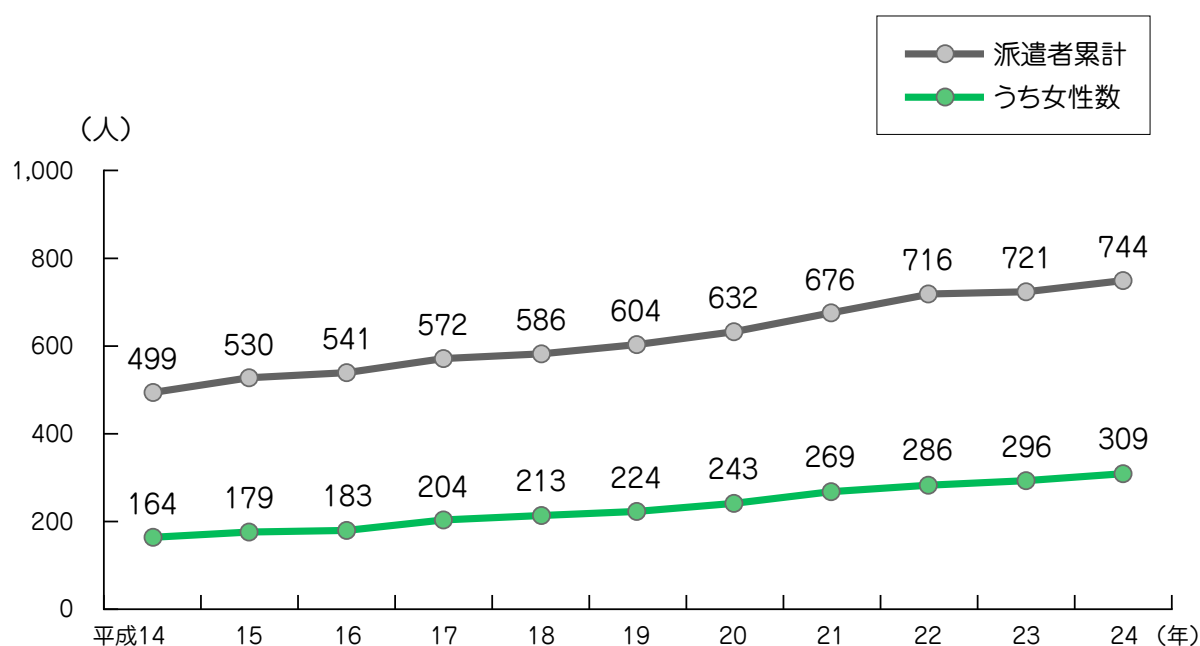
#### 【現状と課題】

男女共同参画の取組は、国際的な動きに連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解と関心を深めていくことが必要です。

また、国際協力やボランティア活動のニーズの高まりから、女性の国際的な活動が進んでいます。

そのため、国際的な男女共同参画に関する問題や環境問題などの解決に向けた国際協力活動への女性の参画をより一層促進することが必要です。

◇新潟県出身の青年海外協力隊派遣者数（うち女性）（累計）



資料：独立行政法人国際協力機構 \*各年3月31日現在

#### （施策の基本的方向・施策の展開）

##### （1）国際社会の男女共同参画に関する取組への理解を促進します。

- ㊦ 学校教育や生涯学習の場における国際理解教育を充実します。（教育庁）
- ㊧ 環境・人権など地球規模で解決しなければならない問題について、女性の理解と関心を高め、意識の醸成や学習機会の提供に努めます。（知事政策局、県民生活・環境部、福祉保健部）

##### （2）国際交流や国際協力活動への女性の参画を促進します。

- ㊦ 青年海外協力隊や国際協力に携わるNPO、NGO等や国際協力に関する各種セミナー等への女性の参画の促進に努めます。（知事政策局）

## 基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

少子高齢化が進む中、社会経済活動を活性化し、いきいきと安心して暮らすためには、多様な生き方が選択でき、職場・家庭・地域で男女が共に参画することができる社会づくりが重要です。

雇用の分野においては均等な機会と待遇の確保が重要であり、人々の意識・価値観やライフスタイルの変化に伴い、多様な働き方を可能とする環境づくりが求められています。

また、子育てや介護などの多くを女性が担う一方で、男性は仕事中心であり、家庭生活や地域活動における参画が必ずしも十分ではありません。

そのため、男女とも仕事と子育てや介護を両立できるよう働き方の見直しを進めるとともに、子育てや介護への社会的な支援を充実することが重要です。また、農林水産業・商工業等自営業においては女性が、経営や地域社会で能力、役割を十分発揮できるよう資質向上や環境整備が必要です。

さらに、暮らしやすく、活力ある地域社会を築くためには、家庭、地域、防災・災害復興等への男女共同参画を促進していくことが必要です。

## 重点目標1 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

### 【現状と課題】

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など法律や制度の整備が進められ、県内の雇用者に占める女性の割合は徐々に増加しています。

一方、本県で実施した意識調査によると、職場における男女の地位の平等感は、前回調査に比べ増加しているものの、なお、男性の方が優遇されているとする人が4割(43.7%)を超えており、また、労働環境についても約半数(53.7%)の女性が、働きにくいと答えています。

このような現状においては、男女均等な雇用の機会と待遇の確保など環境の整備を進めることが重要です。

そのため、意欲と能力のある女性が活躍できる職場づくりに向け、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の広報・啓発活動を行うなど、一層の取組を促進することが必要です。

#### ◇女性の就業率の推移

(単位：%)

	平成12年	平成17年	平成22年
新潟県	49.1	48.3	47.1
全 国	46.2	45.5	44.7

資料：国勢調査【総務省】

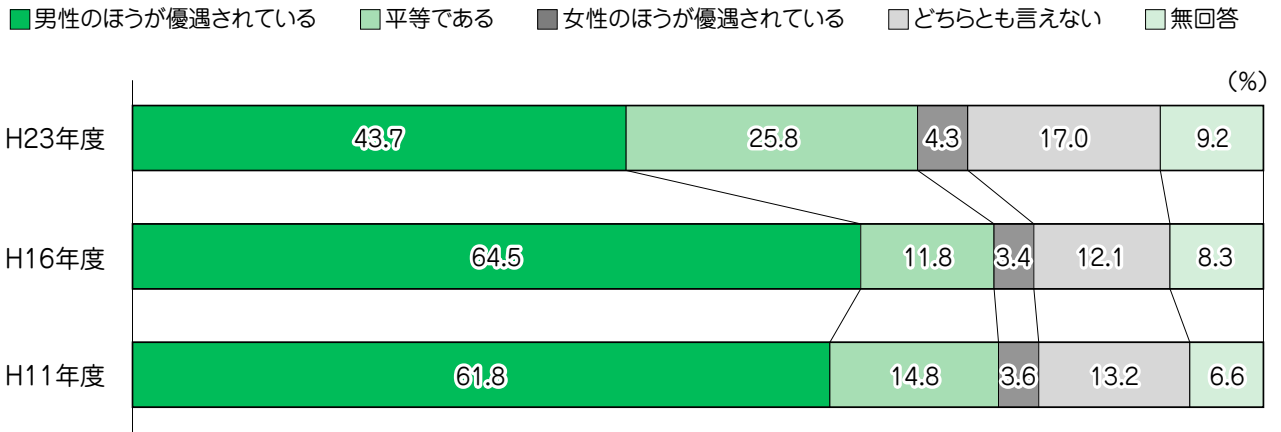
#### ◇雇用者に占める女性の割合の推移(新潟県)

(単位：千人、%)

	平成9年	平成14年	平成19年
雇用者数	1,089	1,050	1,066
女性の数	446	445	469
女性の割合	41.0	42.4	44.0

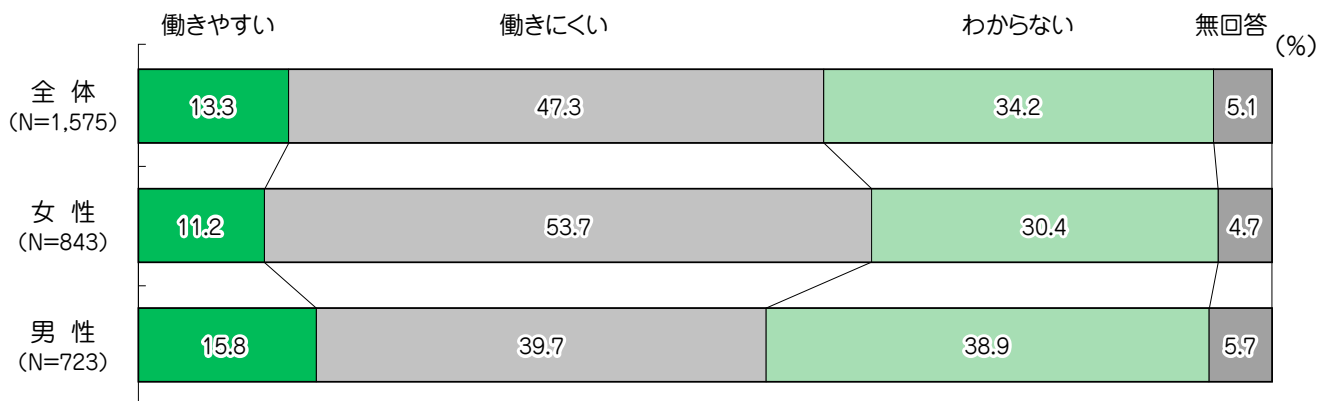
資料：就業構造基本調査報告【総務省】

◇男女の地位の平等感について「職場の中で」



資料：平成 11 年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】  
平成 16・23 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

◇女性にとって働きやすい環境



資料：平成 23 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など環境の整備を促進します。

- ㊦ 働く女性が男性と均等な扱いを受け、その能力を十分に発揮し、幅広い分野や領域で活躍することができるよう、事業主に対する「男女雇用機会均等法」の周知・啓発に努めます。  
(産業労働観光部)
- ㊧ 事業所の雇用管理や労働条件について調査し、女性労働者の雇用実態の把握に努めます。  
(産業労働観光部)
- ㊨ 職場における女性の母性健康管理のため、企業等に対し関係法令の広報・啓発活動を推進します。  
(産業労働観光部)

(2) 女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進します。

- ㊦ 女性の積極的活用と雇用分野の拡大を促進するため、事業主に対する啓発に努めます。  
(産業労働観光部)
- ㊧ 企業等において、事業所内教育訓練が実施されるよう啓発に努めます。  
(産業労働観光部)
- ㊨ 企業等において労働者に対する研修機会の提供、援助が行われるよう、情報提供、相談を行います。また、労働者の自発的な職業能力開発の取組を支援するため、助成制度等の活用を促進します。  
(産業労働観光部)
- ㊩ 公共職業能力開発施設においては、女性の就業ニーズや職業能力向上意欲に対応した訓練内容を充実します。  
(産業労働観光部)

## 重点目標2 働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※ を可能とする就業環境の充実

### 【現状と課題】

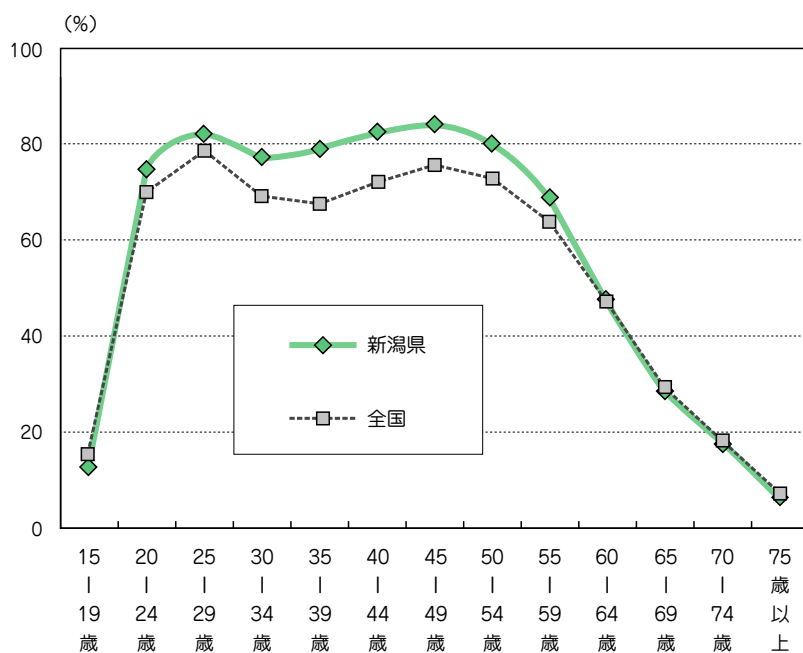
本県で実施した意識調査では、女性の望ましい生き方は、家庭又は地域活動と仕事の両立と考える人が最も多く、また、男性の望ましい生き方は、家庭又は地域活動にも携わるが仕事を優先と考える人が最も多いものの、両立が望ましいと考える人が増加しているという状況があります。

仕事と生活の調和は、健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画を通じた自己実現を可能にするとともに、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で大変重要です。

また、女性にとって働きやすい環境づくりに必要なこととして、「育児休業制度の充実」や「結婚、出産、育児、介護のために退職した職員の再雇用制度の充実」を求める声が多くなっています。

そのため、育児・介護休業法など各種法制度の趣旨を浸透させ、行政だけでなく事業者、労働者が一体となって働き方を見直しを進めるなど、仕事と生活の調和を可能とする環境を整備することが必要です。

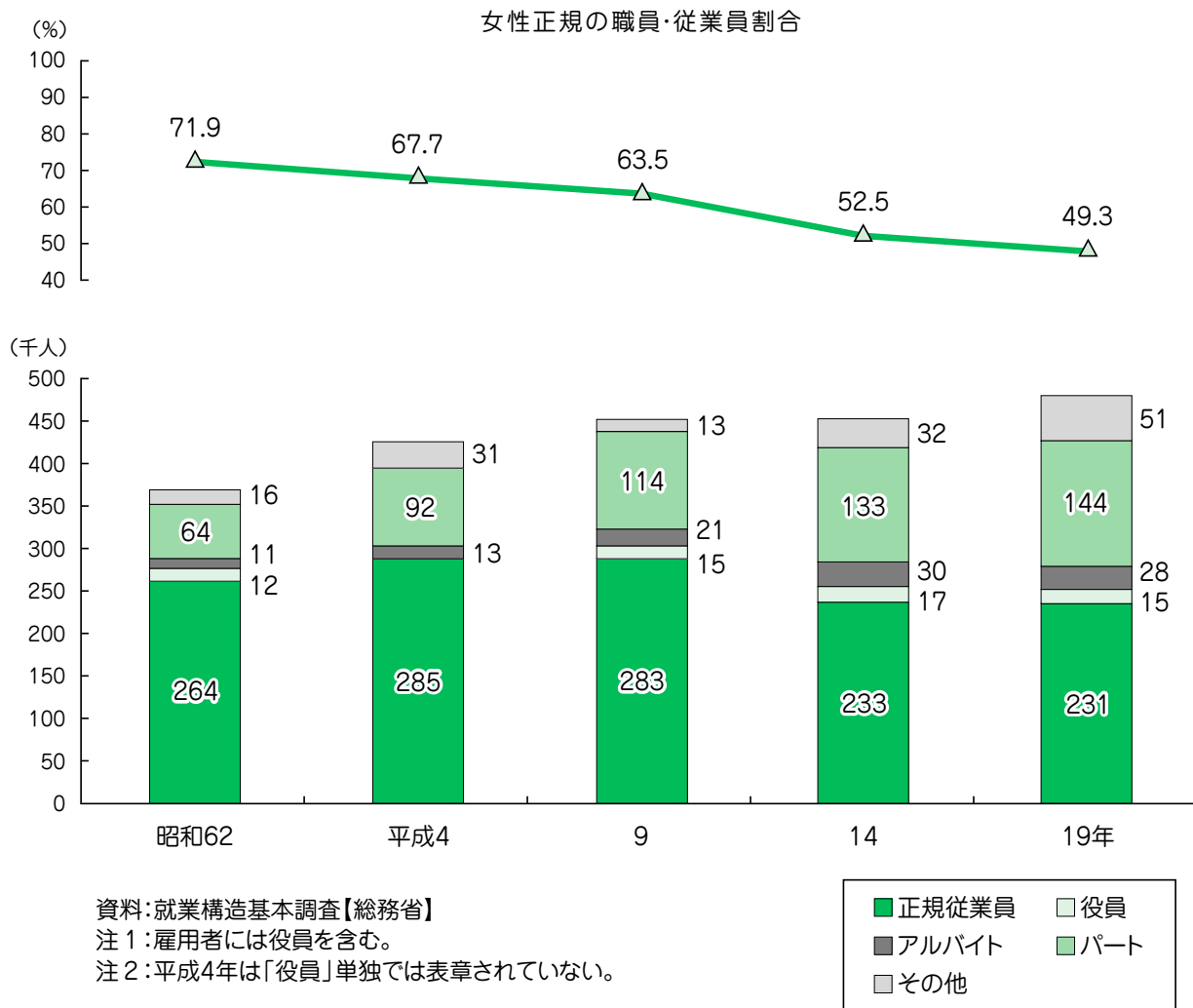
### ◇年齢階級別女性労働力率



資料：平成22年国勢調査【総務省】

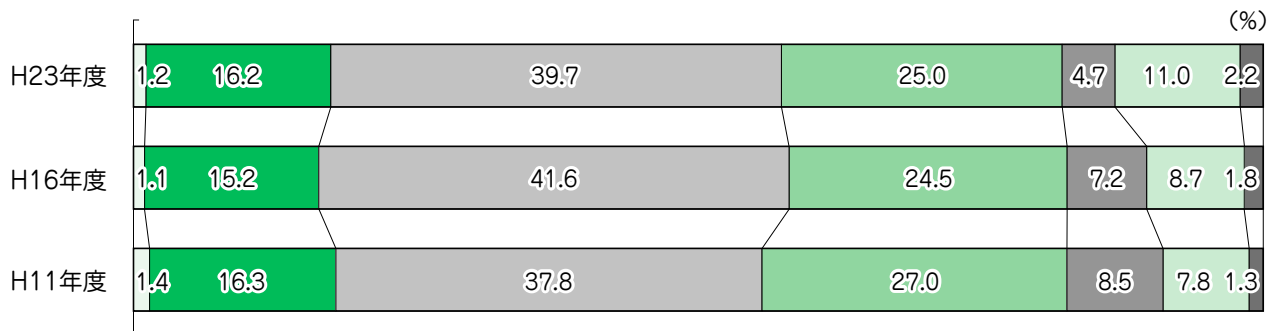
女性の労働力率を年齢階級別にみると30～34歳を底としたM字カーブがみられ、依然として結婚、出産、子育てを機に就業を中断する傾向にあります。

◇新潟県の雇用形態別女性雇用者数と正規の職員・従業員割合の推移



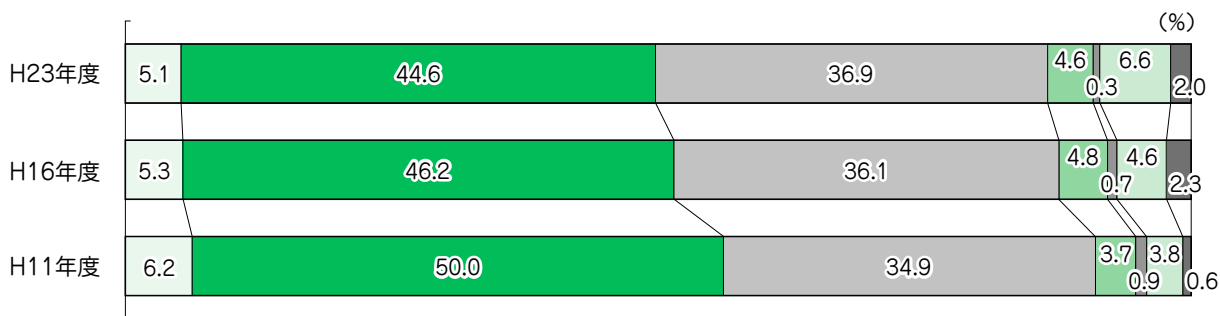
◇女性の望ましい生き方

- 家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する
- 家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまでも仕事を優先させる
- 家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる
- 仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させる
- 仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念する
- わからない
- 無回答



◇男性の望ましい生き方

- 家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する
- 家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまでも仕事を優先させる
- 家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる
- 仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させる
- 仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念する
- わからない
- 無回答



資料：平成 11 年度男女共同参画に関する意識調査【新潟県】  
平成 16・23 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

○仕事と家庭・その他の活動が両立できる支援制度

◇育児に関するもの

単位：%

区分	支援制度あり	うち採用している制度（複数回答）								
		勤務時間短縮制度	フレックスタイム制	勤務時間の繰り上げ・繰り下げ	経費の援助措置	再雇用制度	所定外労働の免除	転勤・配置転換の際の配慮	事業内所託児	子どもの看護のための休暇
ハッピー・パートナー企業	94.4	78.0	13.9	59.7	5.1	27.4	72.1	48.2	4.2	67.0
県内事業所規模計	69.3	85.0	6.2	42.2	1.5	10.0	65.7	22.9	1.8	59.6
中小企業	62.5	85.8	6.2	42.5	1.3	10.6	58.0	18.9	1.4	50.5
大企業	91.4	83.4	8.4	41.6	2.0	8.9	82.9	31.9	2.8	79.8

○仕事と家庭・その他の活動が両立できる支援制度

◇介護に関するもの

単位：%

区分	支援制度あり	うち採用している制度（複数回答）						
		勤務時間短縮制度	フレックスタイム制	勤務時間の繰り上げ・繰り下げ	経費の援助措置	再雇用制度	所定外労働の免除	転勤・配置転換の際の配慮
ハッピー・パートナー企業	87.5	69.4	12.7	52.6	2.4	25.9	58.2	44.5
県内事業所規模計	63.7	85.2	7.0	42.3	1.5	9.2	58.2	22.1
中小企業	56.2	87.8	6.4	42.3	1.5	9.6	52.7	18.5
大企業	88.1	79.9	8.2	33.1	1.3	8.5	69.6	29.6

資料：平成 23 年度「ハッピー・パートナー企業」(※)の取組状況に関するアンケート調査【新潟県】  
平成 23 年度 新潟県賃金労働時間等実態調査【新潟県】

**(施策の基本的方向・施策の展開)**

**(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します。**

- ㊦ 労働者の仕事と生活の調和が実現できるよう、働き方の見直しについて労使の理解の促進に努めます。 (産業労働観光部)
- ㊧ 男女の働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を推進するため、広く意識の啓発を図ります。 (県民生活・環境部、産業労働観光部)

**(2) 仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します。**

- ㊦ 育児・介護休業等の制度を定着させ、男女を問わず取得しやすい就業環境づくりを推進します。 (産業労働観光部)
- ㊧ 労働者が仕事と育児・介護等の両立が可能となるよう、多様な勤務形態を選択できる就業環境づくりを事業主に働きかけます。 (産業労働観光部)
- ㊨ 出産・育児・介護等で休業した労働者の円滑な職場復帰や、再雇用制度の導入について事業主に対し啓発を行います。また、出産・育児・介護等で退職した者に対し、再就職の門戸が広がるよう事業主に対し働きかけるとともに、再就職を支援する制度の周知に努めます。 (産業労働観光部)
- ㊩ 事業所内保育施設の助成制度等を周知します。 (福祉保健部、産業労働観光部)

**(3) 多様な形態の働き方を可能とする就業環境を整備します。**

- ㊦ 男女が育児・介護と両立しながら職業生活を継続することができる短時間正社員やフレックスタイム制などの雇用形態の普及に努めます。 (産業労働観光部)
- ㊧ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）や同指針等を周知するとともに、各種の情報提供や相談に応じます。 (産業労働観光部)
- ㊨ 派遣労働者や有期労働契約者等、多様な形態で働く労働者の待遇等の適正な雇用管理について、事業主に対し周知します。 (産業労働観光部)

※ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会について、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすと共に、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』としています。

※ ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）

男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組み、新潟県に登録している企業、法人、団体をいいます。

## 重点目標3 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画

### 【現状と課題】

本県の農林水産業に従事している女性の割合は約4割を占めるなど、農林水産業・商工業等自営業において女性は、生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしています。

農林水産業・商工業等自営業では、生産の場と生活の場が一体的な場合が多く、女性は労働、家事・育児・介護等の役割をより多く担っているという状況があります。

このような中で、経営や地域の方針決定過程へ参画している女性は増加しているもののいまだ少なく、女性の声が反映されにくい状況にあります。

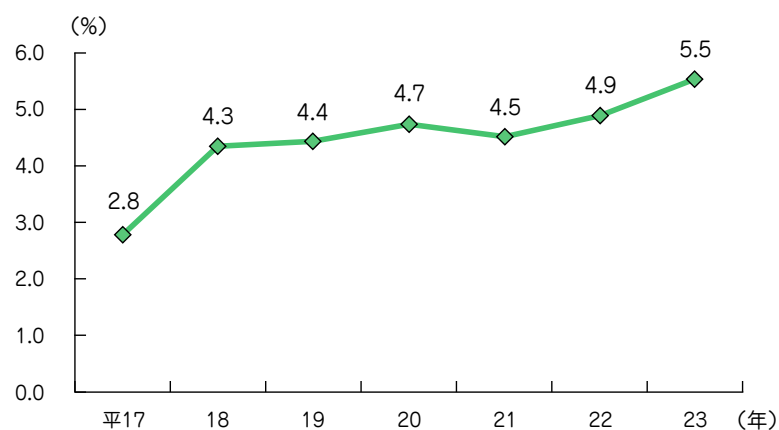
そのため、女性が経営や地域社会で能力、役割を十分発揮できるよう資質向上や環境整備を図り、女性の経営参画や社会参画を促進することが必要です。

#### ◇農林漁業従事者の状況 (単位：%)

	新潟県	全国
農林漁業従事者の割合	6.9	4.2
女性割合	41.2	41.7
男性割合	58.8	58.3

資料：平成19年就業構造基本調査報告【総務省】

#### ◇農業委員への女性の登用率（新潟県）



資料：新潟県 \*各年4月1日現在

### （施策の基本的方向・施策の展開）

#### （1）農林水産業・商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します。

- ㊦ 性別による固定的な役割分担意識やそれらに基づく慣習などを見直しに向けて、優れた取組事例など多様な情報を発信するとともに、各種学習機会の提供を充実します。

（県民生活・環境部、産業労働観光部、農林水産部）

- ㊧ 組織の役職や登用人材として農村地域生活アドバイザーなどの女性リーダーを確保・育成します。

（農林水産部）

- ㉞ 女性の起業を支援するため、研修の機会や情報の提供に努めます。  
(県民生活・環境部、産業労働観光部、農林水産部)

**(2) 農林水産業における女性の経営参画に向けた資質の向上を図ります。**

- ㉟ 農山漁村で働く女性の就業と生活の実態等に関する調査研究を行うとともに、女性の就業に関する情報提供、相談、研修の充実に努めます。(農林水産部)
- ㊱ 農林水産業に従事する女性に対し、農林水産業に関する知識・技術の習得を早い段階から支援するとともに経営者意識の醸成を図ります。(農林水産部)
- ㊲ 女性の起業活動が農林水産業の6次産業化(※)や経営発展につながる取組となるよう、新商品開発・販路開拓・技術向上等に関する研修機会や情報の提供に努めます。  
(農林水産部)

**(3) 農林水産業における女性の経営参画のための環境を整備します。**

- ㉟ 女性が持てる能力を十分発揮し、共同経営者としての役割が適正に評価されるよう、家族経営協定(※)の締結の推進に努めます。(農林水産部)
- ㊳ 女性リーダーの育成や女性グループ及び組織等への活動支援を通じて、古い慣習の是正や女性参画に対する意識啓発を図り、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。  
(農林水産部)

**(4) 商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます。**

- ㉟ 商工業等自営業の事業主に対して、女性の労働・生活環境の見直しを働きかけます。  
(県民生活・環境部、産業労働観光部)
- ㊴ 商工会、商工会議所が行う女性の資質向上を図る講習会等の事業を支援します。  
(産業労働観光部)

※ 6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することです。

※ 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

## 重点目標4 子育て環境の充実

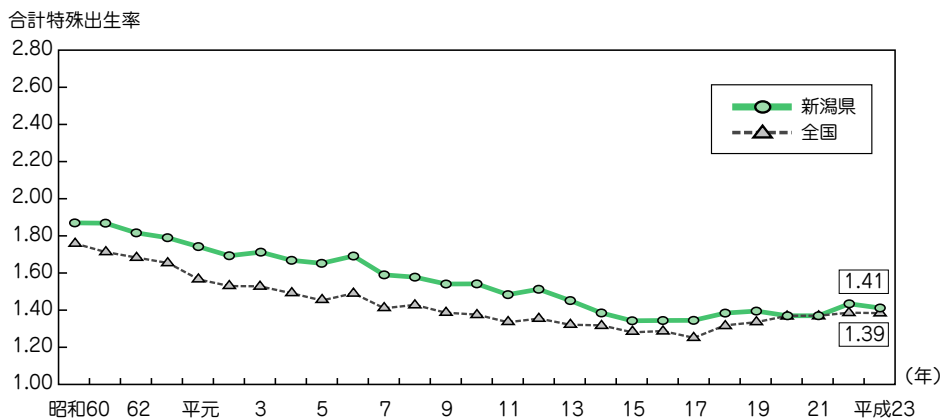
### 【現状と課題】

本県の合計特殊出生率は、平成15年～17年に1.34まで低下し、その後少し上昇して平成23年は、1.41となりました。全国の合計特殊出生率1.39に比べ高いものの、低いまま推移しています。

出生率が伸びない要因の一つとして、子育てへの不安が上げられており、子どもを産み育てやすい環境づくりが求められています。「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」でも、今後県が力を入れていくべき施策として「子育て支援システムの充実」を望む回答が男女ともに最も多くなっています。

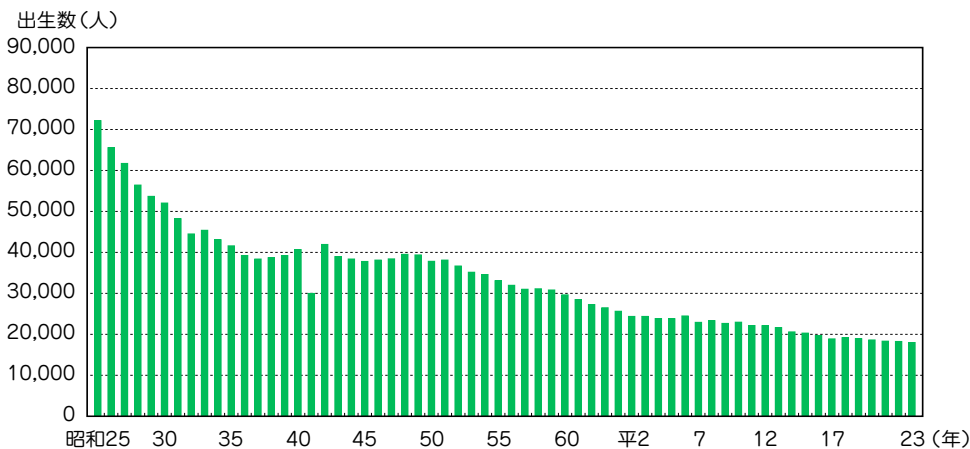
そのため、育児休業制度の普及や取得促進など働く男女に対する支援に加え、様々なライフスタイルや家族形態から生ずるニーズに対応した保育サービスの整備や相談・支援体制を充実し、男女が安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備することが必要です。

### ◇合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計【厚生労働省】

### ◇新潟県の出生数の推移



資料：人口動態統計【厚生労働省】

### (施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します。

㊦ 子育て中の男女の就労形態やライフスタイルの多様化に伴うニーズに対応し、低年齢児保育、延長保育、預かり保育、休日保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスの充実を促進します。  
(総務管理部、福祉保健部)

㊧ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の推進など、放課後児童対策の充実に努めます。  
(福祉保健部、教育庁)

## (2) 地域における子育て支援を充実します。

㊦ 子育て中の保護者同士が交流、情報交換を行うサークルや子育て支援グループなどを育成するとともに、子育てのネットワークづくりを推進し、情報提供等により活動を支援します。  
(福祉保健部、教育庁)

㊧ 保護者の子育てに関する相談体制の整備や地域の子育て支援の充実を促進します。  
(総務管理部、福祉保健部、教育庁)

㊨ 小児救急医療体制の整備と産婦人科医の確保に努めるとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、市町村が行う子ども医療費助成を支援します。  
(福祉保健部)

㊩ 児童虐待の防止と適切な対応に努めます。  
(福祉保健部)

㊪ 子育てしやすい住居環境を整備するため、公的賃貸住宅と子育て支援施設との合築に取り組む市町村を支援します。  
(土木部)

㊫ 子育て世帯の多様なニーズに対応できる職住近接型の市街地住宅の供給及び良好な住宅市街地の総合的な整備等を促進します。  
(土木部)

㊬ 幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの子育て支援施設と、住宅や他の公共施設、道路、広場等を一体的に整備することにより、安全で子育てしやすい良好な都市づくりを推進します。  
(土木部)

㊭ 地域の子育てを支援するため、商店街の空き店舗等を活用したコミュニティ施設の設置・運営等に取り組む商店街団体等を支援します。  
(産業労働観光部)

㊮ 妊産婦や乳幼児を連れて外出する保護者の快適かつ安全な移動を確保するための公共交通機関やそれにつながる施設を整備するとともに、妊産婦等の利用に配慮した建築物の普及を促進します。  
(県民生活・環境部、土木部、交通政策局)

## (3) ひとり親家庭への支援を充実します。

㊦ ひとり親家庭の自立と子育てを支援するため、就業支援、相談等の施策を充実します。  
(産業労働観光部、福祉保健部)

## (4) 男女共同参画の視点で子どもの安全で安心な環境整備を推進します。

㊦ 児童買春・児童ポルノ等、様々な媒体を通じた児童の性的搾取の防止に向けた取組の充実を図ります。  
(福祉保健部、警察本部)

㊧ 児童買春の防止に向けた取組を強化します。  
(福祉保健部、警察本部)

㊨ インターネット上の有害情報から子どもを守るため、有害情報を閲覧できないようにするフィルタリングサービスの利用率を向上させるとともに、インターネットを適切に活用できるよう、普及啓発及び教育を推進します。  
(福祉保健部、教育庁、警察本部)

## 重点目標5 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実

### 【現状と課題】

本県の高齢化率（65歳以上の人口の割合）は、平成23年10月1日現在26.4%で全国平均と比べ3.1ポイント高く、高齢者に占める女性の割合は約6割となっています。

このような社会を豊かで活力あるものとしていくためには、高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、社会を支える重要な一員として、その役割を積極的にとらえる必要があり、高齢者や障害者の社会参画の機会を拡大するなど、いきいきと安心して暮らせる環境づくりが必要です。

一方、従来、家庭における介護の役割は主に女性が担ってきていることから、社会全体で支えていく考えに立った介護体制を整備することも必要です。

#### ◇高齢者人口の状況

	総人口（人）	65歳以上		75歳以上	
		人口（人）	総人口に占める割合（%）	人口（人）	総人口に占める割合（%）
新潟県	2,362,581	620,926	26.4	342,324	14.6
全 国	127,799,000	29,752,000	23.3	14,708,000	11.5

#### ◇新潟県の高齢者人口

	65歳以上		75歳以上	
	人口（人）	構成割合（%）	人口（人）	構成割合（%）
総 数	620,926	100.0	342,324	100.0
女 性	363,554	58.6	216,232	63.2
男 性	257,372	41.4	126,092	36.8

資料：新潟県推計人口【新潟県】、「人口推計」【総務省】 \*平成23年10月1日現在

### （施策の基本的方向・施策の展開）

#### （1） 高齢者・障害者の社会参画を支援します。

- ㊦ 高齢者がその豊かな経験や知識、技能を生かし地域への還元を図ることができるよう支援します。 （福祉保健部、産業労働観光部）
- ㊧ 老人クラブ等の事業を通じ、高齢者の自主的な活動を支援します。 （福祉保健部）
- ㊨ 高齢者や障害者の快適かつ安全な移動を確保するための公共交通機関やそれにつながる施設を整備するとともに、高齢者等の利用に配慮した建築物の普及を促進します。 （県民生活・環境部、福祉保健部、土木部、交通政策局）
- ㊩ 障害者が地域で暮らし、社会参加する力の向上を支援します。 （福祉保健部、産業労働観光部）

(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します。

- ㊦ 介護の負担が家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度について、理解と利用を促進します。(福祉保健部)
- ㊧ 介護負担を軽減するサービスの充実や人材の育成等、高齢者の生活支援体制を整備します。(福祉保健部)
- ㊨ 介護休業制度の定着と男女を問わず取得しやすい就業環境づくりを推進します。(産業労働観光部)

## 重点目標6 男性にとっての男女共同参画

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成は、女性だけでなく男性にとっても重要な課題です。

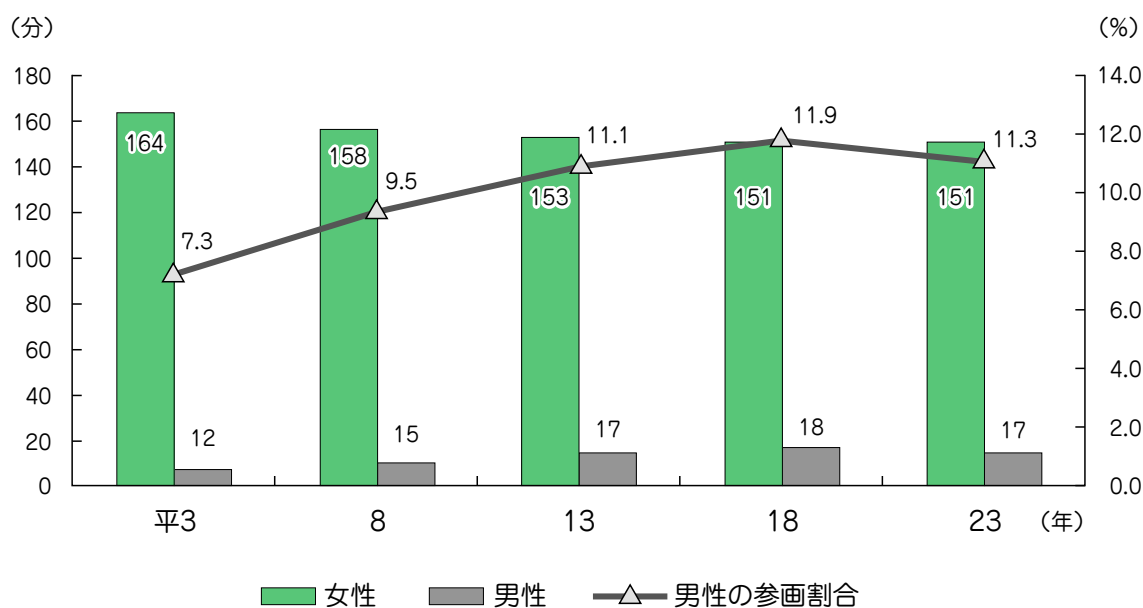
しかし、現状では、性別による固定的な役割分担意識をもつ人は女性よりも男性の方が多く、家事、育児、介護や地域活動への男性の参画は、長時間労働などの影響もあって女性に比べ十分に進んでいません。

男女共同参画社会を実現するには、男性が固定的な役割分担意識にとらわれず、職場、家庭、地域などあらゆる場面で男女が共に責任を分担しながら支え合うことが重要です。

男性にとっての男女共同参画の意義について、理解を促進するとともに男性の家事・育児・介護等への参画促進が求められています。

また、男性であることで負っている社会的な重圧や悩みなどについて相談体制の充実を図り、男性が豊かで健全な生活を送れるよう支援を行います。

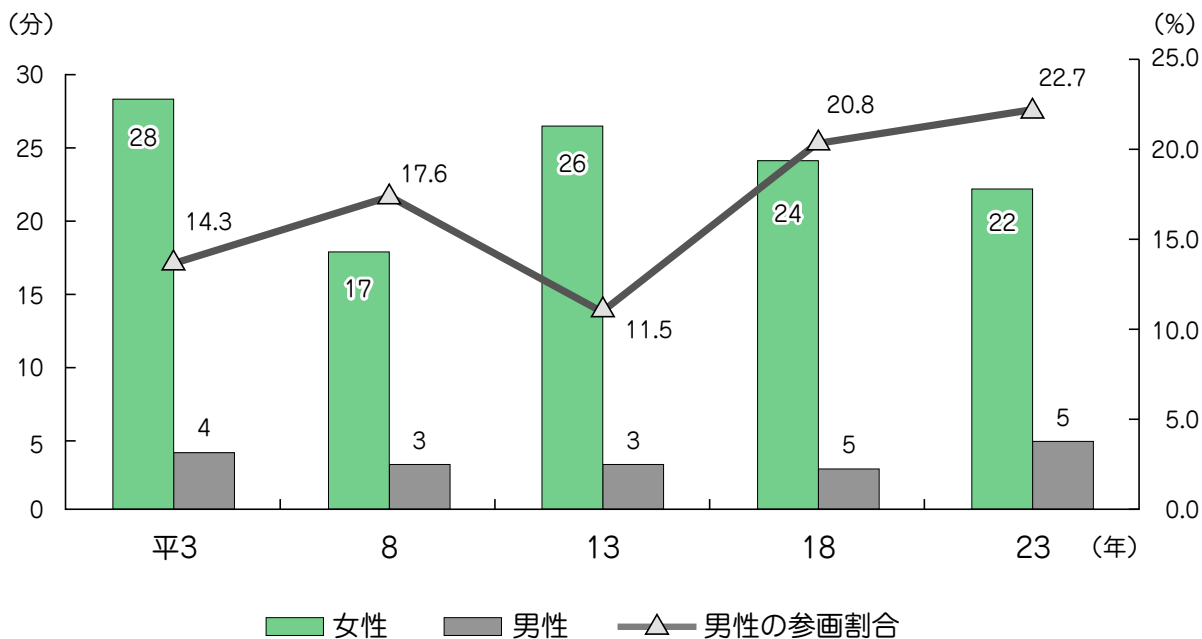
#### ◇家事における男性の参画割合等（新潟県）



資料：「社会生活基本調査」行動の種類別総平均時間（15歳以上）【総務省】

\* 「男性の参画割合」は、女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合

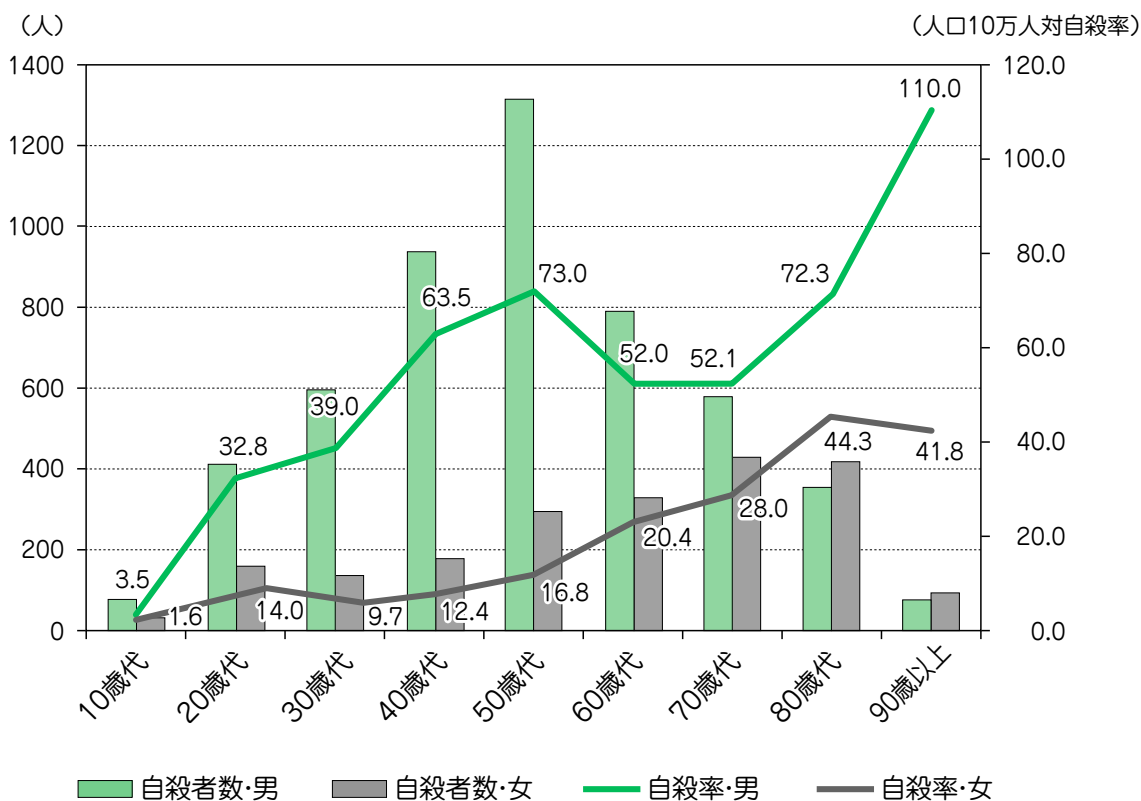
◇育児における男性の参画割合等（新潟県）



資料：「社会生活基本調査」行動の種類別総平均時間（15歳以上）【総務省】

\* 「男性の参画割合」は、女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合

◇過去10年間（H14～23）の年齢階級別自殺者数・自殺率



資料：新潟県

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します。

- ㊦ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれないようにするため、各種の研修会や講習会を開催します。 (県民生活・環境部、福祉保健部、産業労働観光部)

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。

- ㊦ 家事・育児・介護等への参画が可能となるよう働き方の見直しを促進します。 (県民生活・環境部、産業労働観光部)
- ㊧ 保護者等に対して家庭教育に関する学習機会や情報を提供し、家庭内における男女平等意識の醸成を図ります。〔再掲〕 (産業労働観光部、教育庁)

(3) 男性が抱える困難への対応を整備します。

- ㊦ 自殺者の約7割を男性が占めているという現実を踏まえ、誰もが相談しやすい体制づくりや、相談窓口の広報に努めることにより、自殺者の減少を図ります。 (福祉保健部)
- ㊧ 男性であることで負っている仕事や職場、家庭での悩みなどについての相談体制の整備を行います。 (県民生活・環境部)

## 重点目標7 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

### 【現状と課題】

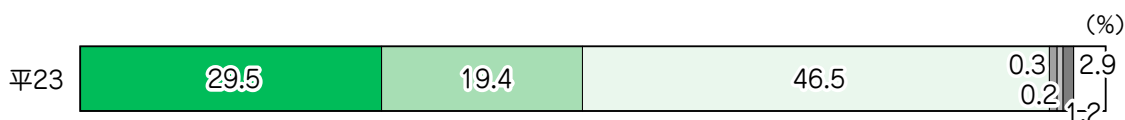
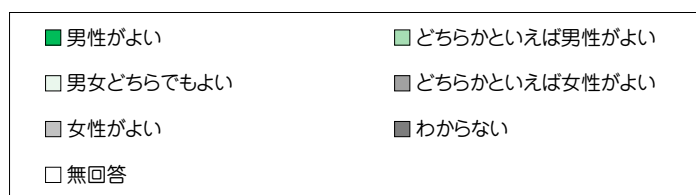
県が実施した意識調査では、特に自治会長や町内会長などの活動を担当するのは、「男女どちらでもよい」と約5割の人が思っていますが、実態では、約8割の人が「男性が多い」と回答しており、意識と実態で大きな開きがあります。

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じる中で、暮らしやすく、活力ある地域社会を築くためには、地域の課題に対して男女共同参画の視点から取り組むことが重要であり、男女共同参画の意識啓発と男女の参画促進が必要です。

さらに、本県では、新潟県中越大震災、中越沖地震をはじめ、近年の多くの災害により、災害発生時の女性の家庭的責任の増加や、性差に配慮した支援などの課題が明らかになりました。このため、防災、災害復興における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大と、男女共同参画の視点に立った取組が必要です。

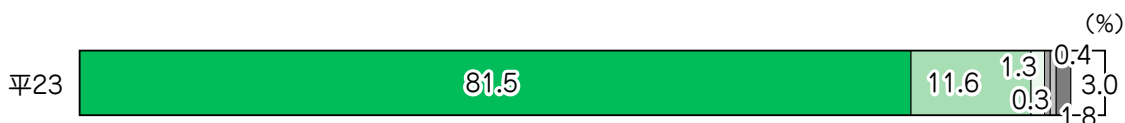
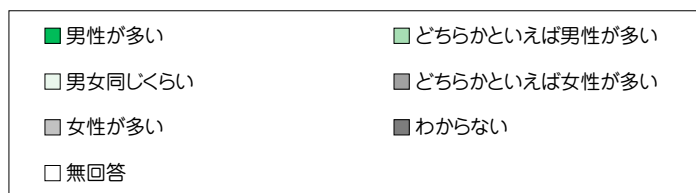
#### ◇地域活動などの意識 自治会長や町内会長

男女どちらが担当した方がよいか



#### ◇地域活動などの実態 自治会長や町内会長

男女どちらが担当しているか



資料：平成23年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

## （施策の基本的方向・施策の展開）

### （1） 地域における男女共同参画を促進します。

- ㊦ 地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。  
（総務管理部、産業労働観光部）
- ㊧ 女性の参画した地域づくり事例の情報提供を通じて、各地の自主的な取組を促進します。  
（総務管理部、産業労働観光部）
- ㊨ 暮らしやすい活力ある地域社会をつかっていくため、地域活動に男女が共に参画するようあらゆる機会を通じて広報・啓発を図ります。  
（全部局）
- ㊩ ボランティアやNPO等の活動に男女が共に参加でき、また、その中で日頃の学習活動の成果や知識を活かせるような環境整備を促進します。  
（総務管理部、県民生活・環境部）

### （2） 防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します。

- ㊦ 防災・災害復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。  
（防災局）
- ㊧ 男女のニーズを踏まえた防災計画や防災マニュアル等を作成します。  
（防災局）
- ㊨ 災害時の避難所等、防災・災害復興の様々な場面における支援体制に女性の参画を促進します。  
（防災局）

### （3） 環境保全の取組への男女共同参画を促進します。

- ㊦ 環境保全分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。（県民生活・環境部）
- ㊧ 環境問題に関する教育や広報活動を通じ、日常生活による環境への負荷を減らし環境を保全する取組への男女の参画を促進します。  
（県民生活・環境部）
- ㊨ 環境問題に関する情報提供や交流の場の提供とともに、環境問題に取り組む団体等の活動を支援します。  
（県民生活・環境部）

## 第3章 計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、本計画の具体的施策に記載した、社会のあらゆる分野における広範かつ多岐にわたる取組を、県、市町村、県民、事業者、民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら推進していくことが必要です。

### 1 総合的な推進体制及び機能の充実

男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため必要な推進体制及び機能の充実を図り、計画的にその遂行を図ります。

- (1) 施策を総合的に推進するため、全庁的な推進体制を充実します。
- (2) 男女平等の視点を踏まえた施策展開を推進するための職員研修を充実します。
- (3) 男女共同参画推進のための活動拠点として県女性センター機能を充実します。
- (4) 性別による差別的取扱いや男女平等社会の形成を阻害する行為に対する相談の申出及び県の施策に関する苦情の申出制度を周知します。

### 2 計画の進行管理と調査・情報収集

計画が、目標の達成に向けて、有効かつ効率的に推進されるよう、計画の進行管理を実施し、公表するとともに、調査や情報収集を行い、県民に提供します。

- (1) 計画の進行管理を適切に実施し、公表します。
- (2) 男女別等統計（ジェンダー統計）の充実に努めるとともに、調査や情報収集を行い、県民に積極的に提供します。

### 3 市町村との連携

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、情報提供を行うなど市町村との連携を図っていきます。

- (1) 市町村における推進体制の整備と計画の策定を促進します。
- (2) 市町村支援を充実します。

### 4 県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働

県内各地での男女共同参画への取組が行われるよう、県民や事業所、NPO、NGO等各種団体の活動を支援するとともに、連携・協働を進めます。

- (1) 県民等の取組を促進します。
- (2) 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等のネットワークを形成します。
- (3) 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等との連携・協働による啓発活動を実施します。

## 第4章 指標

### 1 総合指標

本計画の最終目標として総合指標を設定します。

項目	単位	現状	最終目標	資料出所等
「男女が平等な社会であること」の満足度				新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査
「満足層」の割合	%	H24 37.8	H28 増加	
「不満層」の割合	%	H24 17.0	H28 減少	

### 2 目標指標

目標の達成に向けて、重点目標ごとに指標を設定します。

#### 【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】

重点目標	項目	単位	現状	目標	資料出所等	
1 男女平等意識の浸透	男女共同参画に関する周知度（男女共同参画社会という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合）	%	H24 68.9	H28 増加	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）	
	「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合と「職場」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合との差	ポイント	H24 45.2	H28 減少		
2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し	「社会慣習（しきたり）」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	%	H24 17.3	H28 増加		
3 学校等における男女平等教育の深化	「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	%	H24 65.1	H28 増加		
4 男女平等に関する学習機会の確保	県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数	千日人	H23 1,300	H28 1,400		生涯学習推進課調べ
5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者暴力に関する相談機関の認知度	%	H23 73.1	H28 増加		県民アンケート（児童家庭課調べ）
	過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合	%	H23 38.8	H28 減少		
6 生涯を通じた女性の健康づくり	乳がん検診受診率（マンモグラフィ併用検診）	%	H23 24.5	H28 50.0	検診結果報告	
	子宮がん検診受診率	%	H23 22.8	H28 50.0		

#### 【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり（女性のチャレンジ支援の推進）】

重点目標	項目	単位	現状	目標	資料出所等
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	県の審議会等への女性の登用率	%	H24 35.7	H28 38.0	男女平等社会推進課調べ
	管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合	%	H24 11.7	H28 増加	新潟県賃金労働時間等実態調査
2 女性の能力の開発・発揮	女性人材登録者数	人	H24 775	H28 1,000	男女平等社会推進課調べ
3 国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画	「女子差別撤廃条約」の周知度（内容を知っている又は聞いたことがある人の割合）	%	H23 37.4	H28 増加	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）

## 【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】

重点目標	項目	単位	現状		目標		資料出所等		
1	雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保		「職場」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	%	H24	19.9	H28	増加	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
2	働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする就業環境の充実		育児休業取得率（男性）	%	H24	2.0	H27	3%程度	新潟県賃金労働時間等実態調査
			育児休業取得率（女性）	%	H24	95.2	H27	90.0	
			ハッピー・パートナー企業（男女共同参画推進企業）登録数	社	H24	513	H28	750	男女平等社会推進課調べ
3	農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画		家族経営協定締結農家数	戸	H24	1,476	H28	増加※	経営普及課調べ
4	子育て環境の充実		子育ての環境が整備されていると感じる県民の割合	%	H24	27.0	—	増加	新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための県民意識調査
5	高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実		新潟県高齢者大学修了者数	人	H24	延べ 7,286	H28	延べ 8,479	高齢福祉保健課調べ
			高齢者1万人あたりの小規模多機能型居宅介護等の利用人数（新潟県の全国順位）	位	H23	第7	H28	第3	
6	男性にとっての男女共同参画		「夫も平等に家事・育児等を負担すべきである」という考え方に賛成の男性の割合	%	H24	60.2	H28	増加	県民アンケート（男女平等社会推進課調べ）
7	地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画		自治会長に占める女性の割合	%	H24	2.4	H28	増加	内閣府男女共同参画局調べ

(現状値は平成25年5月1日時点の直近値)

※ 今後策定する「新潟県農山漁村男女共同参画推進方針（仮称）」において目標数値を決定する。

### 3 参考指標

施策・事業の推進状況把握のため、参考となる指標を設定します。

#### 【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】

項目	単位	現状		資料出所等
女性福祉相談所の相談件数	件	H24	917	児童家庭課調べ
うち配偶者間の暴力関係相談件数	件	H24	531	
県警察本部の女性被害110番受理件数	件	H24	177	警察本部調べ
骨粗しょう症検診実施市町村数	—	H23	23 / 30	検診結果報告
10代の人工妊娠中絶実施率	%	H23	5.7	衛生行政報告例
周産期死亡率	%	H23	4.3	人口動態統計

#### 【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり(女性のチャレンジ支援の推進)】

項目	単位	現状		資料出所等
市町村の審議会等への女性の登用率	%	H24	24.2	男女平等社会推進課調べ
県職員の管理職女性登用率(本庁)	%	H24	6.9	人事課、警察本部調べ
県職員の管理職女性登用率(地域機関)	%	H24	8.1	
校長に占める女性の割合(公立小学校)	%	H24	18.1	学校基本調査
教頭に占める女性の割合(公立小学校)	%	H24	14.9	
校長に占める女性の割合(公立中学校)	%	H24	3.0	
教頭に占める女性の割合(公立中学校)	%	H24	7.6	
校長に占める女性の割合(公立高等学校)	%	H24	6.8	
副校長に占める女性の割合(公立高等学校)	%	H24	0.0	
教頭に占める女性の割合(公立高等学校)	%	H24	3.7	
職員受験者(大卒程度)に占める女性の割合	%	H24	36.8	
県職員受験者(短大卒程度)に占める女性の割合	%	H24	45.9	
県職員受験者(高卒程度)に占める女性の割合	%	H24	53.0	
県職員採用者(大卒程度)に占める女性の割合	%	H24	34.2	
県職員採用者(短大卒程度)に占める女性の割合	%	H24	46.2	
県職員採用者(高卒程度)に占める女性の割合	%	H24	33.3	
県議会議員に占める女性議員の割合	%	H24	5.7	総務省調査
市町村議会議員に占める女性議員の割合	%	H24	9.0	
青年海外協力隊派遣者数(累計)	人	H24	762	国際協力事業団調べ
青年海外協力隊派遣者数(累計 うち女性)	人	H24	318	

## 【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】

項目	単位	現状		資料出所等
所定内賃金の男女格差	%	H24	74.6	新潟県賃金労働時間等実態調査
所定外労働時間数（男性）	時間	H24	12.7	
所定外労働時間数（女性）	時間	H24	5.7	
県職員の育児休業取得率（男性）（知事部局）	%	H24	7.1	人事課調べ
県職員の育児休業取得率（男性）（教育庁）	%	H24	0.9	教育庁調べ
県職員の育児休業取得率（男性）（病院局）	%	H24	2.0	病院局調べ
県職員の育児休業取得率（女性）（知事部局）	%	H24	98.1	人事課調べ
県職員の育児休業取得率（女性）（教育庁）	%	H24	98.9	教育庁調べ
県職員の育児休業取得率（女性）（病院局）	%	H24	100.0	病院局調べ
農業就業人口に占める女性の割合	%	H21	49.6	農業センサス
複数の女性農業委員のいる農業委員会数	—	H24	21 / 35	経営普及課調べ
女性の認定農業者数	人	H24	409	
延長保育を実施している保育所のか所数	か所	H24	633	児童家庭課調べ
休日保育を実施している保育所等のか所数	か所	H24	29	
病児・病後児保育を実施している施設のか所数	か所	H24	28	
一時預かり事業を実施しているか所数	か所	H24	466	
放課後児童クラブ設置か所数	か所	H24	421	
地域子育て支援拠点のか所数	か所	H24	187	
ファミリー・サポート・センターか所数	か所	H24	18	
ファミリー・サポート・センターの会員数	人	H24	5,944	
子どもに対する虐待相談対応件数	件	H24	619	
男性の家事参画度（新潟県） （女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）	%	H23	11.3	
男性育児参画度（新潟県） （女性が費やす時間を100とした場合の男性の費やす時間の割合）	%	H23	22.7	

## 【計画の推進】

項目	単位	現状		資料出所等
市町村男女共同参画条例制定率	%	H24	23.3	男女平等社会推進課調べ
市町村男女共同参画計画策定率	%	H24	66.7	
男女平等推進相談室の相談件数	件	H24	1,616	
合計特殊出生率	人	H23	1.41	人口動態調査

(現状値は平成25年5月1日時点の直近値)

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

第34回国連総会（昭和54年12月）採択  
昭和60年6月日本批准

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的な人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を實現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、この国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要な並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

### 第1部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの

- 義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

#### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

#### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置

をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機

会

- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受け取る権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

### 第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経

济的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

**第 14 条**

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

**第 4 部**

**第 15 条**

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

**第 16 条**

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

**第 5 部**

**第 17 条**

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の中の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務

の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

**第 18 条**

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

**第 19 条**

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

**第 20 条**

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

**第 21 条**

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

**第 22 条**

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

**第 6 部**

**第 23 条**

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

**第 24 条**

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

**第 25 条**

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長

に寄託することによって行う。

**第 26 条**

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

**第 27 条**

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

**第 28 条**

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

**第 29 条**

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

**第 30 条**

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

# 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

### 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

### 第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

**第 1 条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

**第 2 条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

**第 3 条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第 4 条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第 5 条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体

における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第 6 条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

**第 7 条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

**第 8 条** 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

**第 9 条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

**第 10 条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### (法制上の措置等)

**第 11 条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### (年次報告等)

**第 12 条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合にお

ける被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条** 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることが

できる。

(資料提出の要求等)

**第 27 条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第 28 条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄**

(施行期日)

**第 1 条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第 2 条** 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

**附則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄**

(施行期日)

**第 1 条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

**第 28 条** この法律の施行の日の前日において次掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

**第 30 条** 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄**

(施行期日)

**第 1 条** この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例

平成14年3月28日公布  
新潟県条例第13号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第8条）

### 第2章 基本的施策（第9条—第23条）

### 第3章 新潟県男女平等社会推進審議会（第24条—第32条）

### 第4章 雑則（第33条）

### 附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な連携の下、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が根強く残っている。

本県においては、女性の就業率が高く、県内産業の重要な担い手となっているにもかかわらず、意思決定の場への女性の参画の割合が低い実態が見られる。

このような状況に加え、少子高齢化が急速に進展するなど社会経済情勢が激しく変化する時代を迎え、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を最大限に発揮できる男女平等社会の形成が緊要な課題となっている。

ここに私たちは、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 男女平等社会の形成 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （基本理念）

**第3条** 男女平等社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接であると間接であることを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女平等社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

3 男女平等社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女平等社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女平等社会の形成は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨とし

て、行われなければならない。

6 男女平等社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女平等社会の形成は、当該取組を勧奨して行われなければならない。

### （県の責務）

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するに当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

### （県民の責務）

**第5条** 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

**第6条** 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （差別的取扱いの禁止等）

**第7条** 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等及び配偶者等であった者に対し、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

### （公衆に表示する情報の留意）

**第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する行為を助長する表現を行わないよう

努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

(基本計画)

- 第9条** 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第10条** 県は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない。

(広報、啓発活動等)

- 第11条** 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育の推進)

- 第12条** 県は、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識を育む教育を推進するものとする。

(産業の分野における環境の整備)

- 第13条** 県は、あらゆる産業の分野において、男女が性別にかかわらず能力を發揮でき、かつ、適正に評価されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第14条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

- 第15条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

- 第16条** 知事は、毎年、男女平等社会の形成の推進に関する施策の推進状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

- 第17条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

(市町村との協力)

- 第18条** 県は、市町村が行う男女平等社会の形成の推進に関する施策の策定及び実施に協力するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

- 第19条** 県は、男女平等社会の形成の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

- 第20条** 知事は、事業者に対し、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告を取りまとめ、公表することができる。

(附属機関における委員の構成)

- 第21条** 県は、附属機関の委員の選任に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(相談の申出)

- 第22条** 県民及び事業者は、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談を知事に申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による相談の申出について、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ずるため、男女平等推進相談員を置くものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による相談の申出のうち特に必要があると認めるものについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

(施策に関する苦情の申出)

- 第23条** 県民及び事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を県に申し出ることができる。
- 2 県は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

## 第3章 新潟県男女平等社会推進審議会

(設置等)

- 第24条** この条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県男女平等社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べるることができる。

(組織)

- 第25条** 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に定めるところにより、知事が任命する。
- (1) 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないこと。
- (2) 一部の委員は、公募に応じた者とする。

(任期)

- 第26条** 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第27条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第28条** 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)  
**第 29 条** 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(公開)  
**第 30 条** 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会は、個人に関する情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)  
**第 31 条** 審議会の庶務は、県民生活・環境部において行う。

(委任)  
**第 32 条** この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 第 4 章 雑則

(委任)  
**第 33 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- (施行期日)
- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条、第 22 条、第 23 条及び第 3 章の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。
- (検討)
- 2 県は、この条例の施行後 5 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 男女平等推進施策調整会議設置要綱

平成 13 年 7 月 23 日施行  
 (平成 13 年 8 月 8 日一部改正)  
 (平成 14 年 4 月 10 日一部改正)  
 (平成 17 年 4 月 1 日一部改正)  
 (平成 18 年 4 月 1 日一部改正)  
 (平成 19 年 4 月 1 日一部改正)  
 (平成 21 年 10 月 1 日一部改正)  
 (平成 22 年 4 月 1 日一部改正)  
 (平成 23 年 4 月 1 日一部改正)

(設置)

**第 1 条** 男女平等社会の形成に関する県の施策を総合的に推進するため、男女平等推進施策調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 調整会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 男女平等社会の形成に関する基本的な方針の検討及び施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し関係部局間の調整に関すること。
- (3) その他男女平等社会の形成に関する施策の推進に関し、必要と認められること。

(構成)

**第 3 条** 調整会議は、別記 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、副知事をもって充てる。

(職務)

**第 4 条** 議長は、調整会議の事務を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 5 条** 会議は、必要に応じて、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

**第 6 条** 男女平等社会の形成に関する施策の推進に必要な事項について調査検討を行うため、調整会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査検討すべき事項に係る課長をもって構成し、県民生活・環境部男女平等社会推進課長が招集する。

(幹事会)

**第7条** 調整会議に付議する事項の調整及び調整会議で決定した事項の履行についての確認等を行うため、調整会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、別記2に掲げる職にある者（その者が2人以上あるときは、その者のうちからその者の所属する課の課長が指名する者）をもって構成する。

3 幹事会には、幹事会の事務を統括する座長を置き、座長は、県民生活・環境部男女平等社会推進課長をもって充てる。

4 幹事会は、必要に応じて、座長が招集する。

5 座長は、必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

**第8条** 調整会議の事務局は、県民生活・環境部男女平等社会推進課に置く。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年7月23日から施行する。（平成13年8月8日、平成14年4月10日、平成17年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成21年10月1日、平成22年4月1日及び平成23年4月1日一部改正）

2 女性政策推進連絡会議設置要綱（平成3年6月20日実施）は、廃止する。

別記1 (第3条關係)

知事  
副知事  
知事政策局長  
総務管理部長  
県民生活・環境部長  
防災局長  
福祉保健部長  
産業労働観光部長  
農林水産部長  
農地部長  
土木部長  
交通政策局長  
出納局長  
病院局長  
企業局長  
議会事務局長  
人事委員会事務局長  
監査委員事務局長  
労働委員会事務局長  
教育長  
警察本部長

別記2 (第7条關係)

知事政策局政策課企画主幹  
総務管理部人事課長補佐  
総務管理部財政課企画主幹  
県民生活・環境部県民生活課企画主幹  
県民生活・環境部男女平等社会推進課長  
防災局防災企画課長補佐  
福祉保健部福祉保健課企画主幹  
産業労働観光部産業政策課企画主幹  
農林水産部農業総務課企画主幹  
農地部農地管理課企画主幹  
土木部監理課企画主幹  
交通政策局交通政策課企画主幹  
出納局管理課長補佐  
病院局総務課長補佐  
企業局総務課長補佐  
議会事務局総務課長補佐  
人事委員会事務局総務課長補佐  
監査委員事務局監査主幹  
労働委員会事務局総務課長補佐  
教育庁総務課企画主幹  
警察本部警務部警務課企画室長

## 新潟県男女共同参画推進員設置要綱

(設置)

**第1条** 新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）に基づき、男女共同参画を推進するための意識を職員全体に浸透させるとともに、県が策定・実施する施策の中に男女平等の視点の導入を積極的に図るため、所属ごとに男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員の役割)

**第2条** 推進員は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 施策への男女平等の視点の導入及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する職員の意識啓発に関すること。
- (3) 男女が共に働きやすい職場環境づくりに関すること。

(推進員の指定)

**第3条** 所属長は、所属長を補佐する者から1名を推進員に指定する。

- 2 推進員の役割を補助する必要がある場合、所属長は推進員の補助者を指定することができる。
- 3 推進員及び補助者の新たな指定、変更があったときは、所属長は様式1により男女平等社会推進課あて報告する。

(研修会の開催)

**第4条** 推進員の役割を円滑に遂行するため、男女平等社会推進課は研修会を開催する。

附 則

この要綱は、平成18年10月11日から施行する。

## 第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）策定の経過

### ■平成23年度

年月日	事項	内容等
平成23年7月26日	男女平等推進施策調整会議幹事会	・次期「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の策定について ・男女平等社会づくりに向けた県民意識調査の実施について
平成23年10月28日～11月11日	男女平等社会づくりに向けた県民意識調査	次期計画策定の基礎資料として男女共同参画に関する県民意識を調査 ・満20歳以上の男女3,000人 ・有効回答率 52.5%
平成23年11月22日	第1回新潟県男女平等社会推進審議会	次期計画策定スケジュールについて
平成23年12月22日	男女平等推進施策調整会議幹事会作業部会合同会議	・次期「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の策定について ・男女平等社会づくりに向けた県民意識調査の結果概要（中間報告）
平成24年2月8日	第2回新潟県男女平等社会推進審議会	・次期「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定に関する諮問 ・次期「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定の進め方について ・「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」の概要
平成24年2月14日	男女平等推進施策調整会議	次期「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の策定について
平成24年3月9日	第3回新潟県男女平等社会推進審議会	・男女平等社会づくりに向けた県民意識調査結果の説明 ・次期「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の重点目標の検討

### ■平成24年度

年月日	事項	内容等
平成24年5月30日	男女平等推進施策調整会議幹事会作業部会合同会議	・次期「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の策定について ・次期「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の体系（案）について ・男女平等社会づくりに向けた県民意識調査の結果概要
平成24年6月20日	第1回新潟県男女平等社会推進審議会	次期「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」の重点目標、施策の基本的方向について検討
平成24年8月30日	第2回新潟県男女平等社会推進審議会	次期新潟県男女共同参画計画（素案）について検討
平成24年10月31日	第3回新潟県男女平等社会推進審議会	次期新潟県男女共同参画計画（素案）について検討及び決定
平成24年11月20日～11月29日	地域懇談会 ・新潟会場（11月20日 新潟ユニゾンプラザ） ・佐渡会場（11月22日 佐渡島開発総合センター） ・長岡会場（11月27日 アオーレ長岡） ・上越会場（11月29日 高陽荘）	次期新潟県男女共同参画計画（素案）に関する県民との懇談会
平成24年11月21日～12月20日	県民意見募集（パブリック・コメント）	次期新潟県男女共同参画計画（素案）に関する県民意見募集
平成25年2月5日	第4回新潟県男女平等社会推進審議会	第2次新潟県男女共同参画計画答申（案）の検討及び決定
平成25年2月21日	男女平等推進施策調整会議幹事会	第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）（案）について
平成25年2月22日	新潟県男女平等社会推進審議会から知事への答申	

### ■平成25年度

年月日	事項	内容等
平成25年7月	第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）策定	

## 新潟県男女平等社会推進審議会委員名簿

平成 22 年 8 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

氏 名	役職名等	備 考
荒木 正	長岡市立阪之上小学校長	平成 24 年 5 月 7 日から
猪俣 清子	新潟県保育連盟代議員	平成 24 年 8 月 1 日から
岩淵 浩	弁護士	
大島 照美子	(財)新潟県女性財団理事長	
大出 恭子	コミュニティ・リーダーズ・ネットワーク代表	
大橋 清	公募委員	平成 24 年 8 月 1 日から
小野塚 崇	(社)新潟県経営者協会顧問	
小柳 優子	日本労働組合総連合会新潟県連合会執行委員	
栴澤 アイ子	(株)ジェイマックソフト 常務取締役	
神田 敏郎	阿賀町長	
工藤 暁美	公募委員	平成 24 年 7 月 31 日まで
小浜 由美子	公募委員	平成 24 年 8 月 1 日から
小林 啓之	新潟日報社編集局報道部長兼編集委員	平成 24 年 5 月 7 日から
笹川 桂一	上越市自治・市民環境部長	平成 24 年 5 月 15 日から
佐々木 綾子	村上地域振興局長	
佐藤 泰子	公募委員	平成 24 年 7 月 31 日まで
澁谷 伸子	新潟県保育連盟代議員	平成 24 年 7 月 31 日まで
清田 輝子	農村地域生活アドバイザー連絡会会長	平成 24 年 7 月 31 日まで
○ 得丸 定子	上越教育大学教授	
長島 久子	農村地域生活アドバイザー連絡会会長	平成 24 年 8 月 1 日から
夏井 陽三	新潟日報社編集局報道部長	平成 24 年 3 月 31 日まで
◎ 西野 喜一	新潟大学大学院実務法学研究科教授	
野口 壮弘	上越市自治・市民環境部長	平成 24 年 3 月 31 日まで
樋熊 憲子	公募委員	平成 24 年 8 月 1 日から
本間 直子	新潟労働局雇用均等室長	
丸山 結香	(有) Max・ZEN performance consultants 代表取締役	
三井田 隆	公募委員	平成 24 年 7 月 31 日まで
山口 又一郎	村上市立村上小学校長	平成 24 年 3 月 31 日まで

◎：会長 ○：会長代行

(五十音順、敬称略)

## 男女共同参画に関する行政関係年表（国際婦人年以降）

年号	世界の動き	日本の動き	新潟県の動き
昭和50年 (1975)	国際婦人年 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 総理府に婦人問題担当室設置	
昭和51年 (1976)	国連婦人の十年 (1976～1985)		
昭和52年 (1977)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館	青少年福祉課（民生部）母子婦人係が婦人問題担当
昭和54年 (1979)	国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55年 (1980)	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名	
昭和60年 (1985)	「国連婦人の十年」世界会議（ナイロビ） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	婦人青少年課（民生部）に改称 「新潟県婦人対策の方向」策定（S60～S70年度）
昭和62年 (1987)		「西暦2000年に向けて新国内行動計画」策定	
平成2年 (1990)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		婦人青少年課に婦人係設置
平成3年 (1991)		「育児休業法」公布 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定	女性児童課（民生部）に改称し、課内に女性政策推進室設置 女性問題協議会を設置
平成4年 (1992)		初の婦人問題担当大臣任命	「にいがたオアシス女性プラン」策定（3月）
平成5年 (1993)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」公布、施行	(財)新潟県女性財団設立（4月）
平成6年 (1994)		総理府に男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置	
平成7年 (1995)	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）	
平成8年 (1996)		男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	「ニューにいがた女性プラン」策定（3月） 改組して女性政策課（環境生活部）設置 新潟ユニゾンプラザ開館（8月）

年号	世界の動き	日本の動き	新潟県の動き
平成9年 (1997)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
平成11年 (1999)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
平成12年 (2000)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） 「政治宣言」、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）採択	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布、施行 「児童虐待の防止等に関する法律」公布、施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」公布、施行 「男女共同参画基本計画」策定（12月）	
平成13年 (2001)		男女共同参画会議設置 内閣府に男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正 第1回男女共同参画週間 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	「新潟・新しい波 男女平等推進プラン（H13～17年度）」策定（3月） 男女平等推進施策調整会議（議長：知事）設置（7月）
平成14年 (2002)			「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定（3月）、施行 男女平等社会推進課（県民生活・環境部）に改称 新潟県男女平等社会推進審議会設置（8月） 男女平等推進相談室開設（8月）
平成15年 (2003)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 「少子化社会対策基本法」公布、施行	
平成16年 (2004)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「配偶者暴力防止法」改正	

年号	世界の動き	日本の動き	新潟県の動き
平成 17 年 (2005)	第 49 回国連婦人の地位委員会 国連『北京+ 10』世界閣僚級会 合(ニューヨーク)	「育児・介護休業法」改正 男女共同参画基本計画(第2次) 策定(12月) 「女性の再チャレンジ支援プラン」 策定	
平成 18 年 (2006)		男女共同参画推進本部決定「国 の審議会等における女性委員の 登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」 改定	「新潟県男女共同参画計画(男女 平等推進プラン)(H18～24年 度)」策定(3月) 「ハッピー・パートナー企業(男 女共同参画推進企業)」登録制度 開始(7月) 県の各所属に「男女共同参画推 進員」設置(10月)
平成 19 年 (2007)		「配偶者暴力防止法」改正 「パートタイム労働法」の改正 「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略取りまとめ 「仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための 行動指針」策定	「新潟県ワーク・ライフ・ balan ス推進共同宣言」実施(10月)
平成 20 年 (2008)		「女性の参加加速プログラム」男 女共同参画推進本部決定 「次世代育成支援対策推進法」改 正	
平成 21 年 (2009)		「育児・介護休業法」改正	
平成 22 年 (2010)	国連『北京+ 15』世界閣僚級会 合(ニューヨーク)	男女共同参画基本計画(第3次) 策定(12月)	
平成 23 年 (2011)	UN Women(ジェンダー平等と 女性のエンパワーメントのため の国連機関)正式発足		
平成 24 年 (2012)		「女性の活躍促進による経済活 性化」行動計画～働く「なでしこ」 大作戦～」策定	
平成 25 年 (2013)			「第2次新潟県男女共同参画計画 (男女平等推進プラン)(H25～ 28年度)」策定(7月)

## **第 2 次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）**

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5141・5142（直通）

FAX 025-280-5166

E-mail [ngt030130@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt030130@pref.niigata.lg.jp)

ホームページアドレス <http://www.pref.niigata.lg.jp/danjobyodo/>

